

# 第3期砥部町 子ども・子育て支援事業計画



令和7年 3月

砥部町



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
5 子ども・子育て支援を推進する計画策定の視点 .....	4
<b>第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	5
1 統計データからみる本町の現状 .....	5
2 調査からみる本町の現状 .....	9
3 第2期計画の取り組み状況 .....	22
4 計画策定に向けた課題のまとめ .....	37
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	40
1 計画の基本理念 .....	40
2 基本理念実現のための各主体の役割 .....	41
3 計画の基本目標 .....	42
4 施策体系 .....	44
<b>第4章 施策の展開</b> .....	44
基本目標 1 すべての子どもたちの健やかな成長を支援する .....	44
基本目標 2 切れ目のない支援で子育て家庭の多様なニーズに対応する .....	53
基本目標 3 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り支える .....	62
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	66
1 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口 .....	66
2 教育・保育等の提供区域の設定 .....	67
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....	68
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	74
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	88
1 計画の周知 .....	88
2 計画の推進体制 .....	88
3 計画の進行管理 .....	89
<b>資料編</b> .....	90
1 砥部町子ども・子育て支援会議条例 .....	90
2 砥部町子ども・子育て支援会議委員名簿 .....	92
3 策定の経緯 .....	93



### Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

我が国では近年、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数では72万7,277人と統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。また、急速な少子化により、労働力人口の減少をはじめ、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。

国においては、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法<sup>※</sup>」に基づき、幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、令和元年からは「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。

さらに、令和5年より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常に子どもの目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

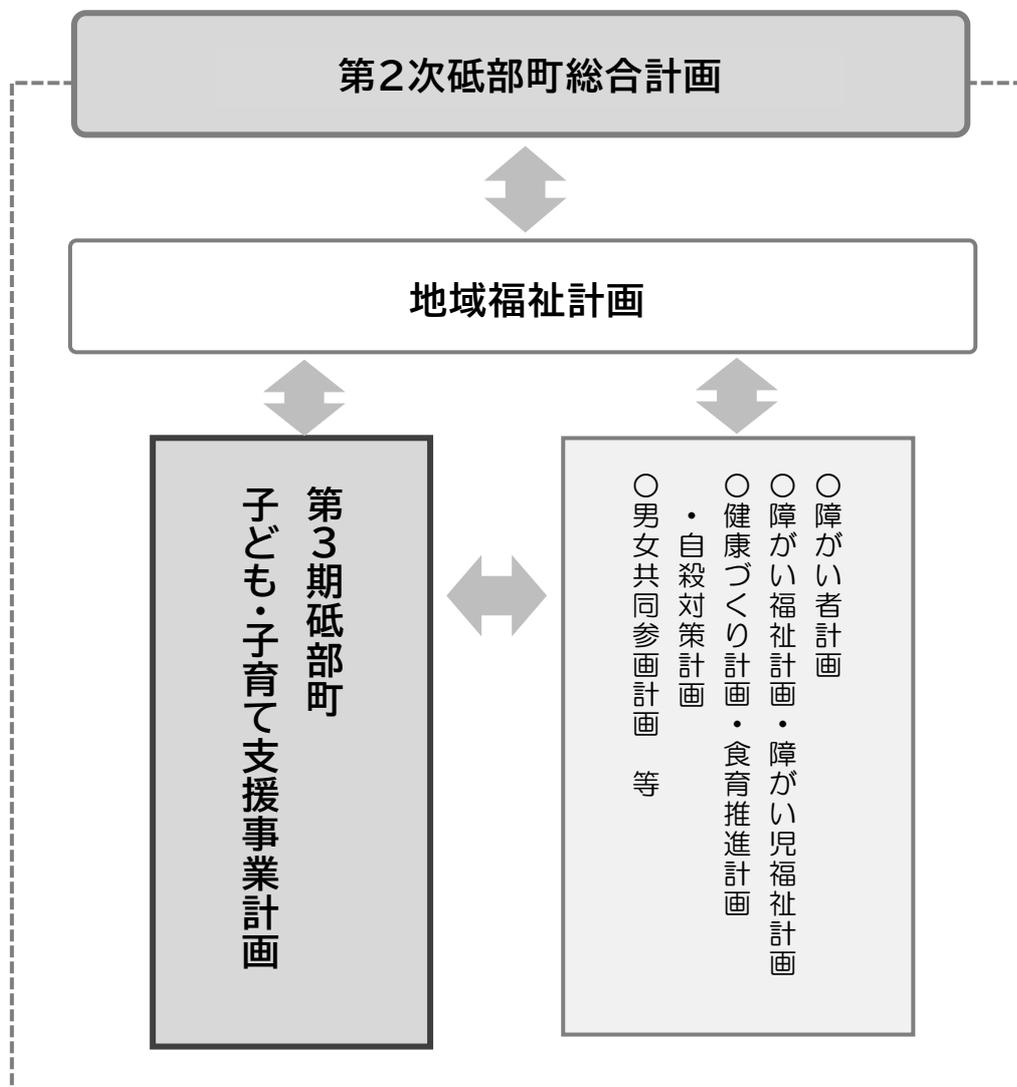
このような状況の中、本町においても、平成27年に「砥部町子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を、令和2年に「第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、本町の子ども・子育てを取り巻く現状や計画の進捗状況等を確認・検証し、子ども・子育て支援に向けた総合的な取り組みをさらに推進するため、「第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本町における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法の令和6年の改正により、法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、次世代育成支援行動計画を包含し、一体的に策定しています。

本計画においては、町の最上位計画である「砥部町第2次総合計画」とともに、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や子ども・子育てに関する関連計画との整合、連携を図ります。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国や県、本町の計画の動向及び社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期 →						
見直し・ 計画策定 →	第3期 →					
					見直し・ 計画策定 →	第4期 →

### 4 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査等の実施

本計画の策定にあたっては、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握するとともに、子育て世帯の要望・意見等を把握することを目的としたニーズ調査（子ども・子育てに関するニーズ調査）を実施しました。また、教育・保育や子育て支援に携わる関係者の方を対象に、子育て現場の現状や課題についての意見等を伺う団体ヒアリング調査を実施しました。

#### (2) 策定委員会の開催

本計画の策定に向け、住民や学識経験者、関係機関、子育て関係団体で構成される「砥部町子ども・子育て支援会議」において、計画内容についての審議を行い、その意見を反映しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く住民から意見を募り、その結果を反映させるパブリックコメントを実施しました。）

## 5 子ども・子育て支援を推進する計画策定の視点

「<sup>エスディージーズ</sup>SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)」は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択されました。このSDGs では、キーワードを「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」とし、世界共通の 17 の目標を設定して、貧困や飢餓等を撲滅し、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させ、人権が守られている世界を実現することを目指しています。

本計画においても、全 17 の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標を挙げ、本計画が取り組むゴールとします。

### ▼本計画に関連するSDGsのゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	目標 1 : 貧困をなくそう
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	目標 3 : すべての人に健康と福祉を
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	目標 4 : 質の高い教育をみんなに
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	目標 8 : 働きがいも経済成長も
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	目標 10 : 人や国の不平等をなくそう
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

## 1 統計データからみる本町の現状

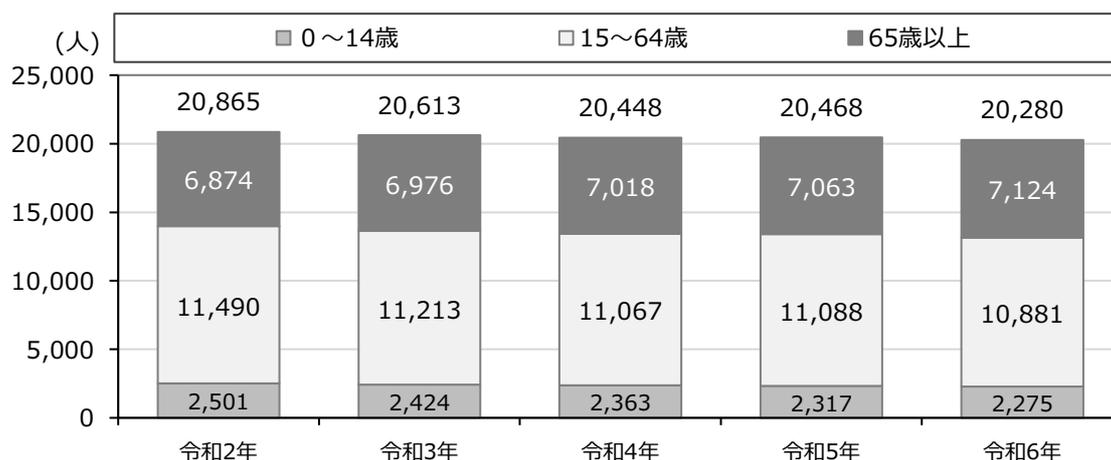
### (1) 総人口と年齢区分別人口の推移

総人口の推移をみると、令和4年までの減少後、令和5年に一時増加に転じましたが、令和6年では再び減少し令和6年3月末現在の総人口は20,280人となっています。

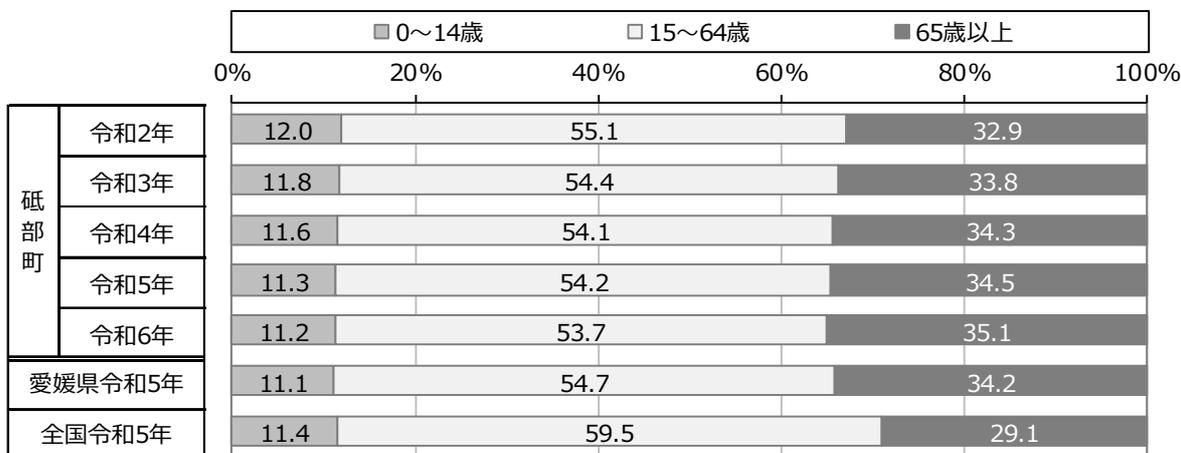
年齢区分別人口の推移をみると、65歳以上（高齢者人口）が増加する一方、0～14歳（年少人口）については、減少傾向が続いています。

また、年齢区分別人口の構成比をみると、65歳以上の構成比が増加する一方、0～14歳人口（年少人口）の構成比は減少しており、令和5年時点の国と県の構成比と比較すると、概ね同じ水準となっています。

■総人口と年齢区分別人口の推移



■年齢区分別人口の割合の推移



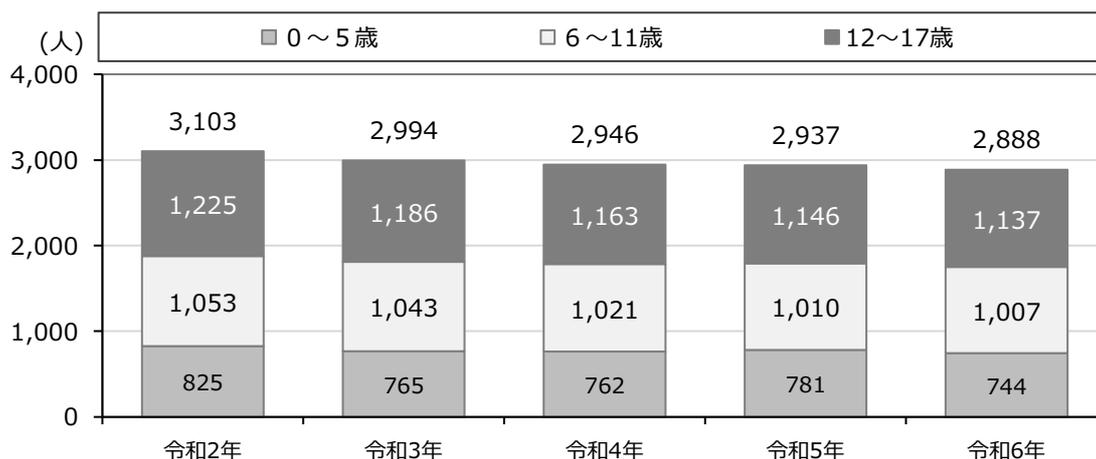
資料：町の人口は、住民基本台帳（各年3月末）  
 国と県の人口は、総務省統計局人口推計（令和5年10月1日／令和6年4月公表）

## (2) 18歳未満人口と年齢区分別人口の推移

18歳未満の総人口の推移をみると減少傾向が続き、令和6年では2,888人となっています。

また、年齢区分別人口の推移をみると、6～11歳と12～17歳ではともに減少が続く中、0～5歳では令和5年に一時増加に転じましたが、令和6年には再び減少しています。

### ■18歳未満人口と年齢区分別人口の推移

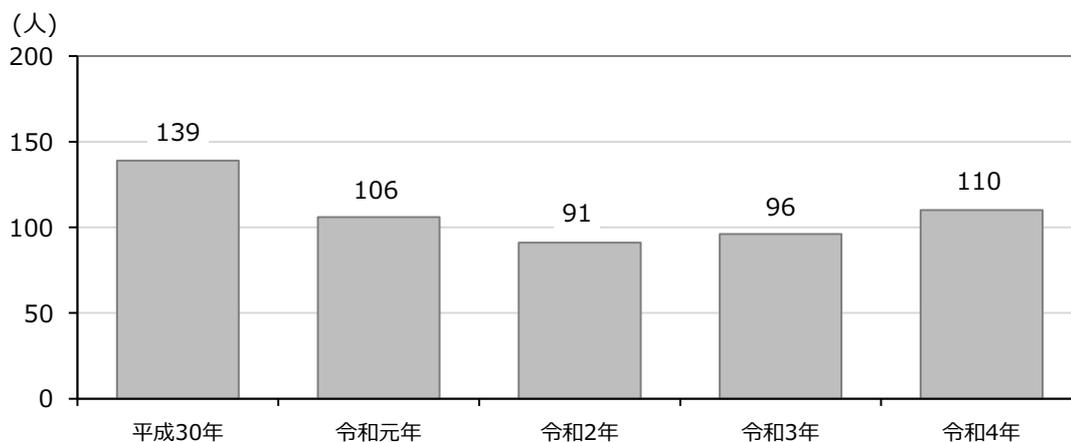


資料：住民基本台帳（各年3月末）

## (3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、令和3年以降増加しており、令和4年では110人となっています。

### ■出生数の推移

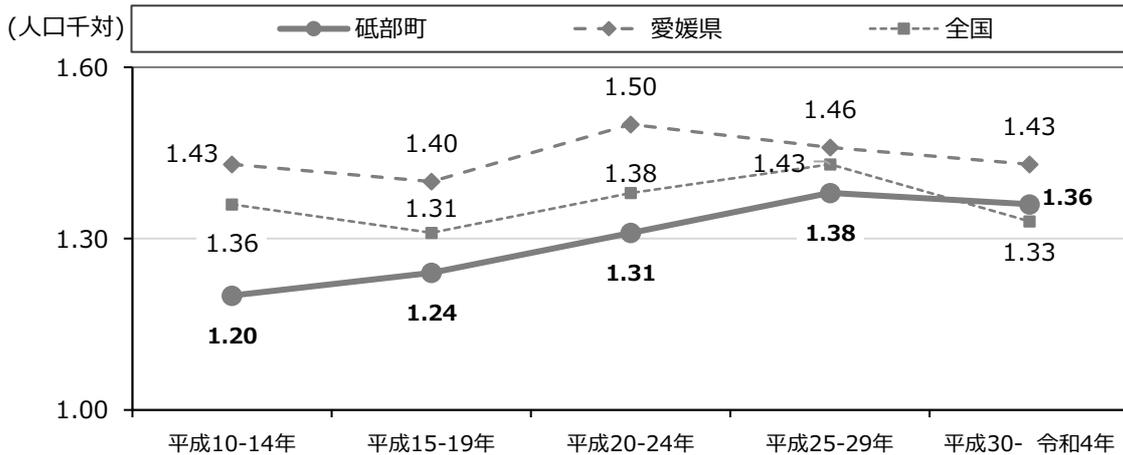


資料：厚生労働省「人口動態調査」

#### (4)合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢（15～49 歳）に産む子どもの数を示す合計特殊出生率の本町の推移をみると、平成 25-29 年をピークに減少しており、平成 30-令和 4 年では 1.36 となっています。また、国と県の合計特殊出生率と比較すると、平成 25-29 年までは国と県の水準より低くなっていましたが、平成 30-令和 4 年では県の水準より低いものの、概ね国と同じ水準になっています。

##### ■合計特殊出生率の推移(太字は砥部町)

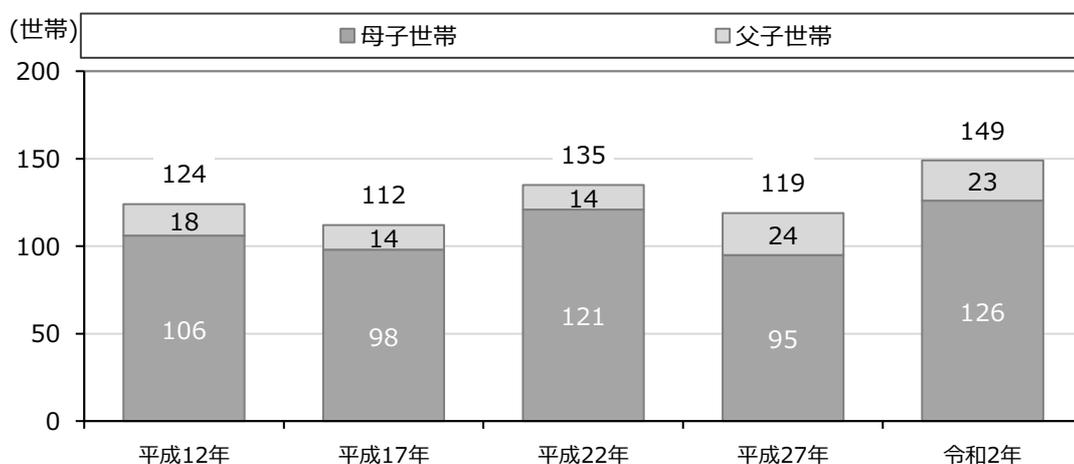


資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

#### (5)ひとり親世帯等の推移

ひとり親世帯総数の推移をみると、増減を繰り返す中、令和 2 年では 149 世帯となっています。また、世帯区分別の推移をみると、母子・父子世帯ともに増減を繰り返す中、令和 2 年では母子世帯が 126 世帯、父子世帯の 23 世帯となっています。

##### ■ひとり親世帯等の推移



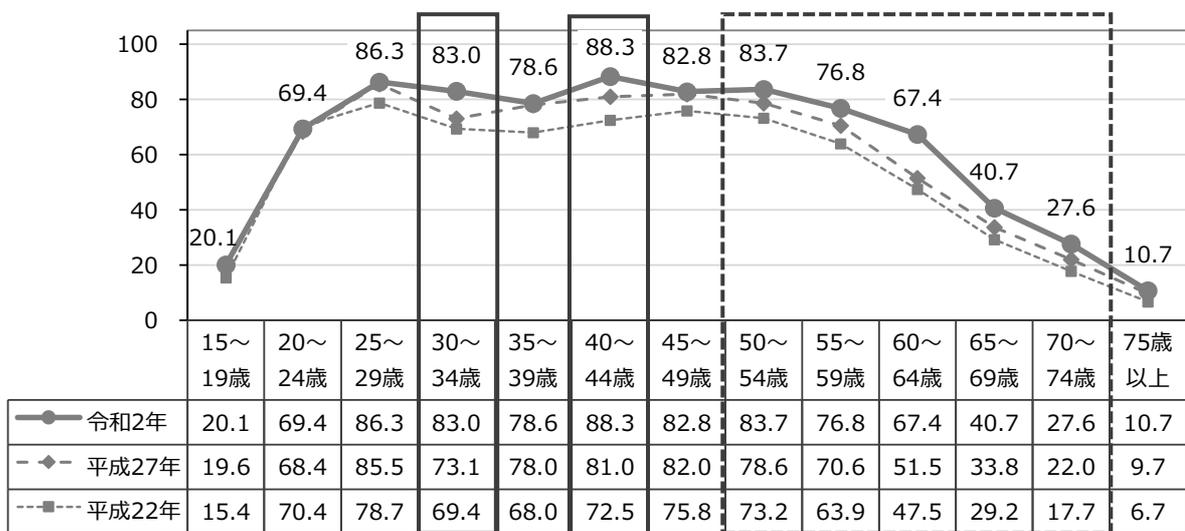
資料:国勢調査

## (6)女性の年齢別労働力率の推移

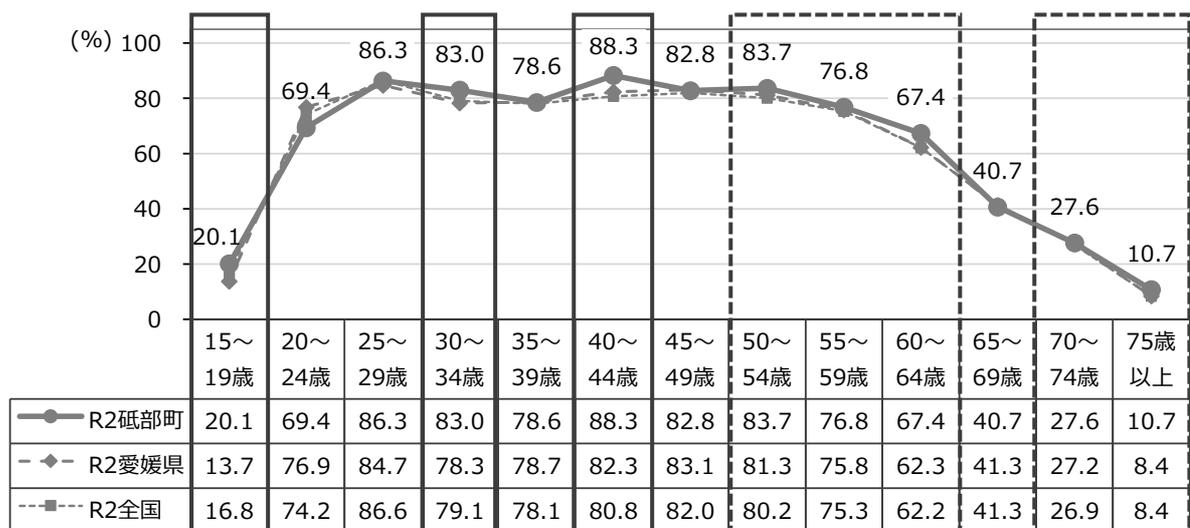
15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合を示す女性の年齢別労働力率の本町の推移をみると、令和2年では、平成27年と比べ30～34歳、40～44歳の労働力率が5ポイント以上増加しています。また、50～74歳でも同様の傾向がみられています。

また、令和2年の国と県の女性の年齢別労働力率と比較すると、15～19歳と30～34歳、40～44歳がいずれも国と県の水準を上回っています。また、50～64歳と70歳以上でも同様の傾向がみられています。

### ■女性の年齢別労働力率の砥部町の推移



### ■女性の年齢別労働力率の国と県との比較(令和2年)



資料：国勢調査

## 2 調査からみる本町の現状

### 1) アンケート調査からみる本町の現状

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査目的

本調査は、子ども・子育て支援制度に基づく「第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、町民の皆さまの子ども・子育てに関する生活実態やご要望・ご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

##### ② 調査概要

項目	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	砥部町に在住する就学前児童（0歳～5歳児）の保護者	砥部町に在住する小学1年生～6年生児童の保護者
調査期間	令和6年4月25日（木）～5月17日（金）	令和6年4月25日（木）～5月17日（金）
調査方法	○公立幼稚園・認定こども園・保育所利用の方は、施設を通じた配付・回収 ○その他の方は、郵送配布・郵送回収	小学校を通じた配付・回収
配布数	560件	782件
有効回収数	251件	458件
有効回収率	44.8%	58.6%

##### ③ 調査結果の見方

- グラフおよび表の「n (number of case)」は、各設問に対する有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 回答結果の割合「%」は有効標本数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

## (2) アンケート調査結果

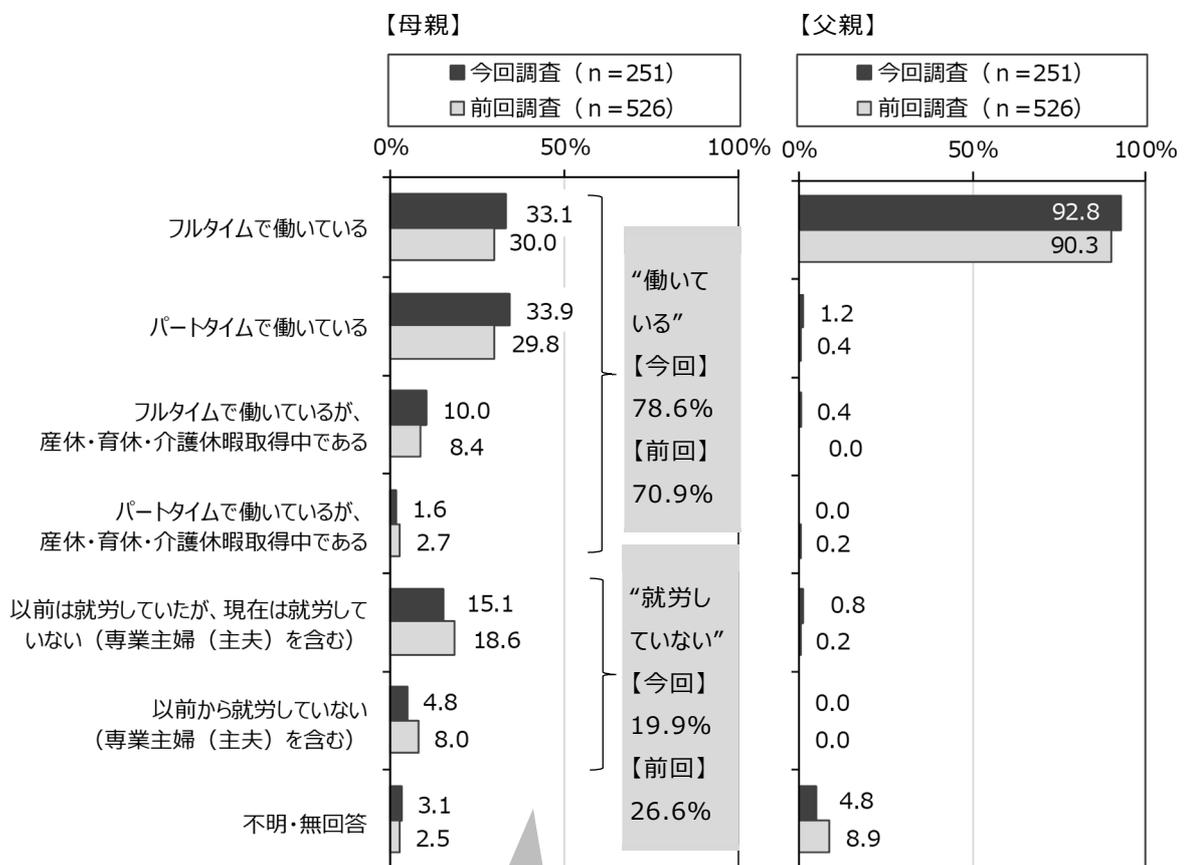
### ① 就学前児童・保護者の就労状況について

母親の就労状況をみると、産休・育休等を含む“働いている”割合が8割弱を占めており、前回調査と比べると7.7ポイント多くなっています。また、“就労していない”割合は約2割を占めており、前回調査と比べると6.7ポイント少なくなっています。

一方父親の就労状況をみると、「フルタイムで働いている」が9割強を占めており、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

#### 【就学前児童・母親と父親の就労状況について(単数回答)】

※前回調査は、平成30年に実施されました。(以下同様)



“働いている”母親の割合が増加

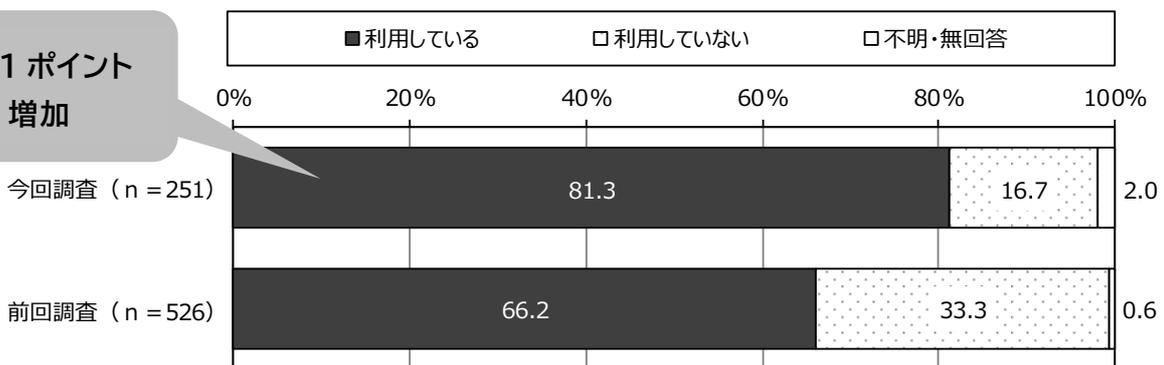
## ② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無をみると、「利用している」が8割強と「利用していない」の2割弱を上回っており、前回調査と比べると「利用している」が15.1ポイント多くなっています。

一方平日に定期的に利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所（園）」が4割強と最も多く、次いで「認定こども園」が3割強、「幼稚園」が2割強となっています。また、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

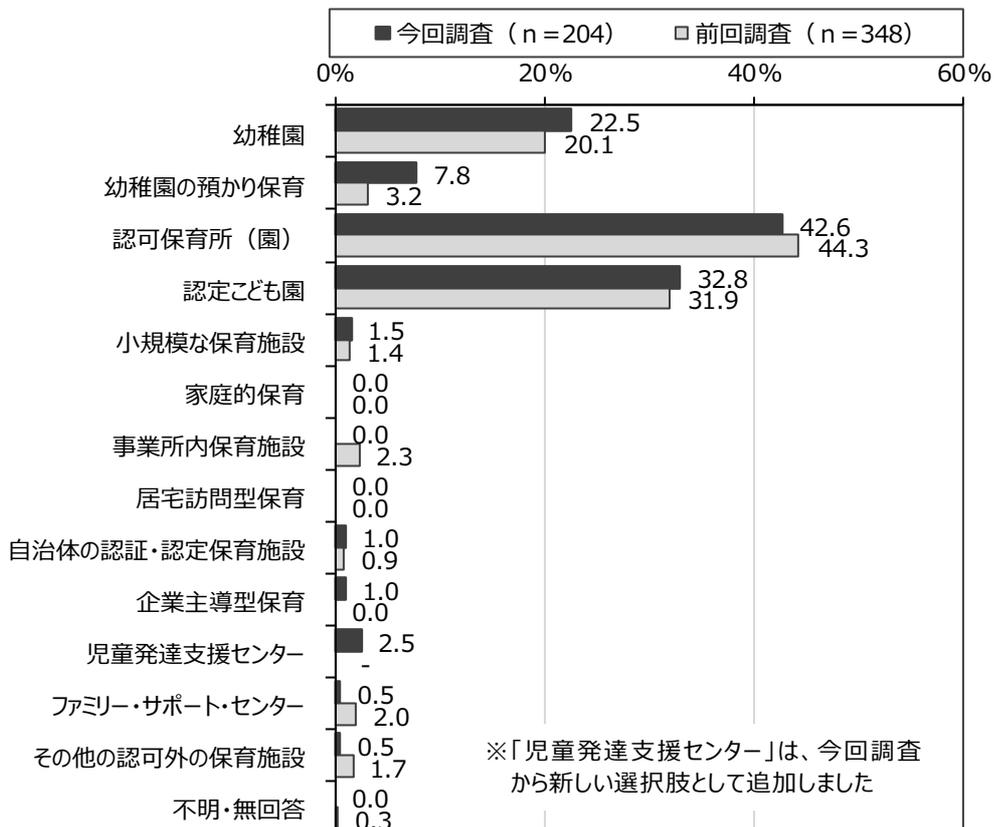
【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無(単数回答)】

15.1ポイント  
増加



【平日に定期的に利用している教育・保育事業

(「利用している」と回答した人/複数回答)】



### ③ 地域の子育て支援事業の利用等について

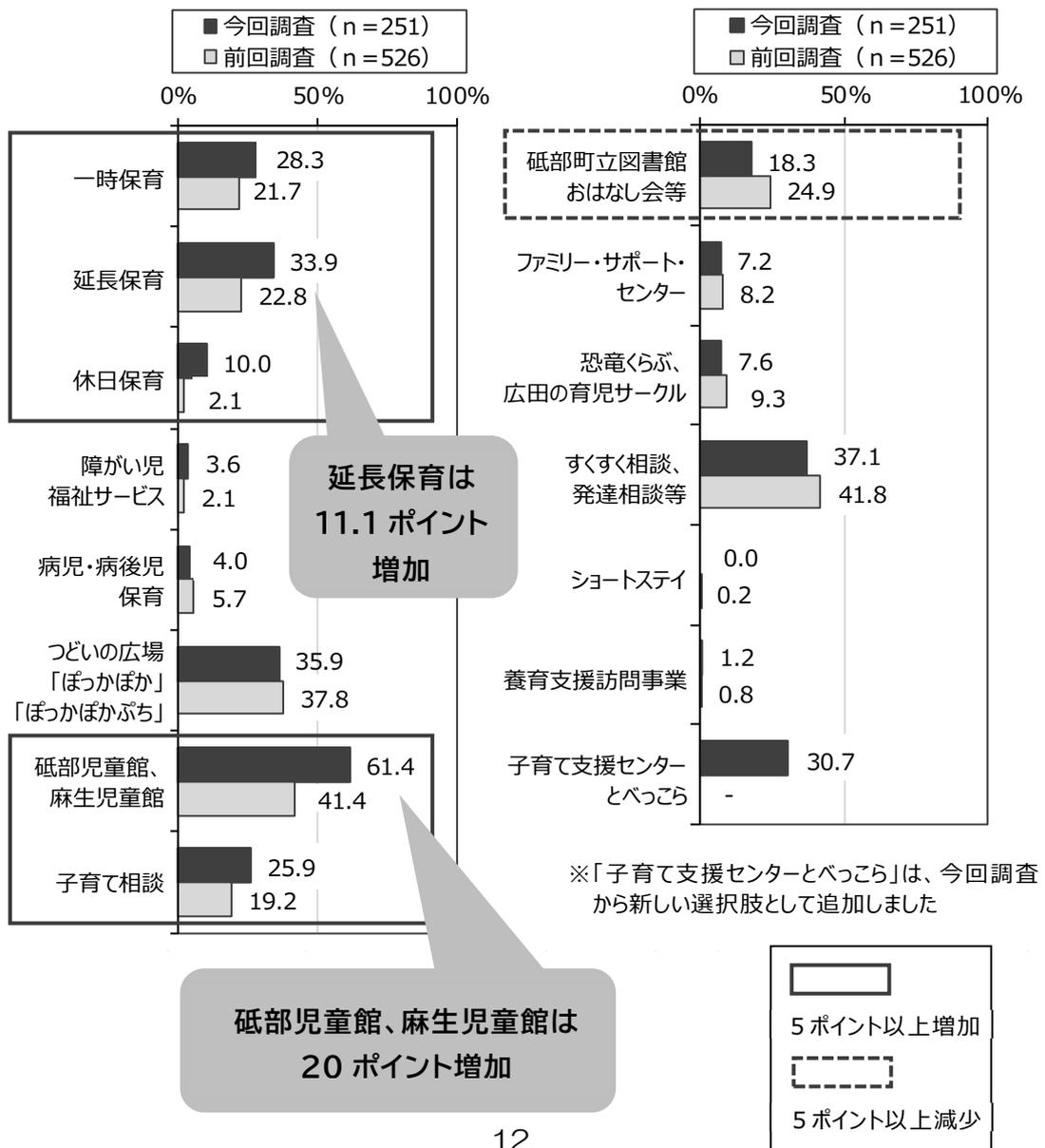
#### ●利用経験(これまでに利用したことがある)について

利用経験（これまでに利用したことがある）について「はい」の回答割合をみると、「砥部児童館、麻生児童館」が6割強と最も多く、次いで「すすく相談、発達相談等」が4割弱、「つどいの広場“ぽっかぽか”“ぽっかぽかぶち”」が3割半ばとなっています。

前回調査と比べると、「砥部児童館、麻生児童館」と「延長保育」がともに10ポイント以上多く、「一時保育」、「休日保育」、「子育て相談」がいずれも5ポイント以上多くなっています。一方、「砥部町立図書館おはなし会等」は前回より6.6ポイント少なくなっています。

【利用経験(これまでに利用したことがある)について

(「はい」と回答した人の割合/単数回答)】

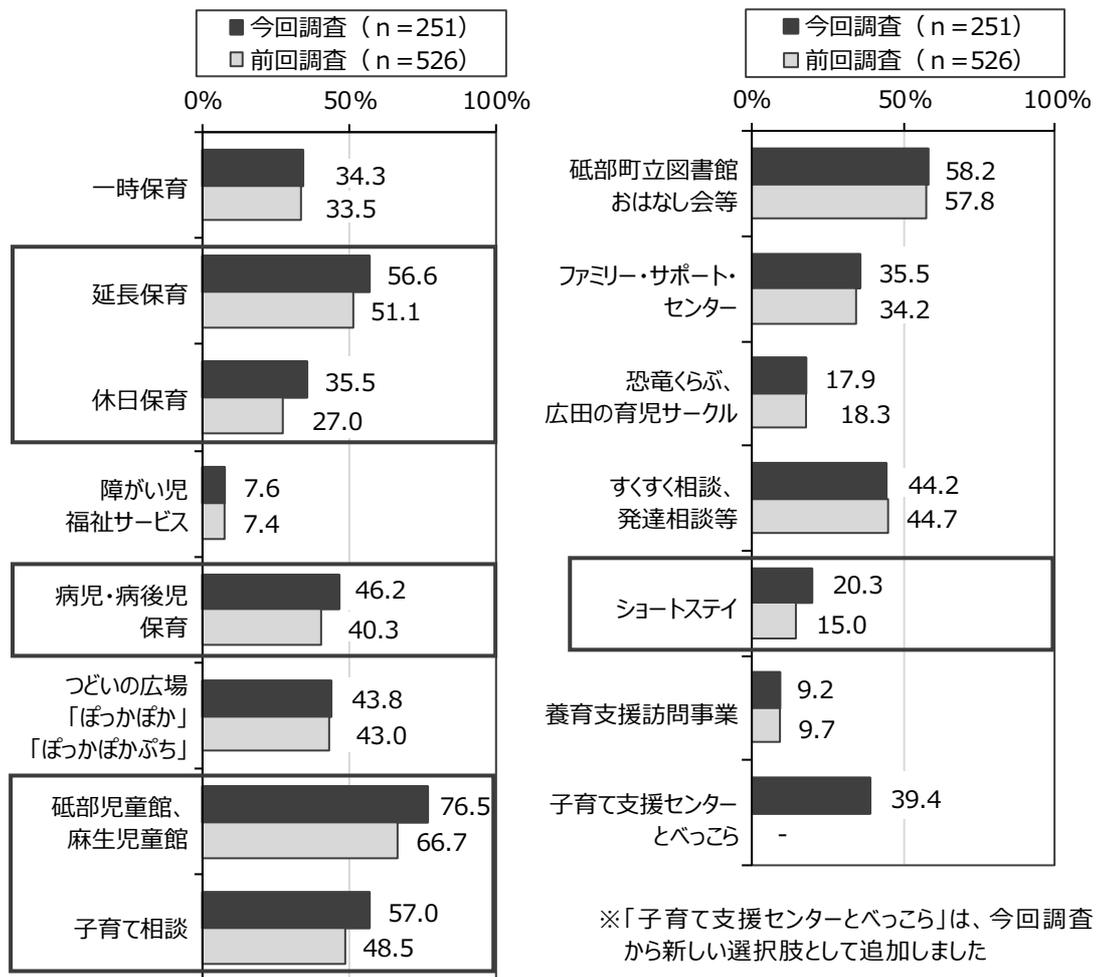


## ●今後の利用意向(今後利用したい)について

今後の利用意向(今後利用したい)について「はい」の回答割合をみると、「砥部児童館、麻生児童館」が8割弱と最も多く、次いで「砥部町立図書館おはなし会等」、「子育て相談」、「延長保育」がいずれも6割弱となっています。

前回調査と比べると、「延長保育」、「休日保育」、「病児・病後児保育」、「砥部児童館、麻生児童館」、「子育て相談」、「ショートステイ」がいずれも5ポイント以上多くなっています。

【今後の利用意向(今後利用したい)について(「はい」と回答した人の割合/単数回答)】



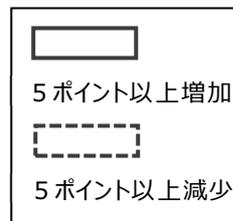
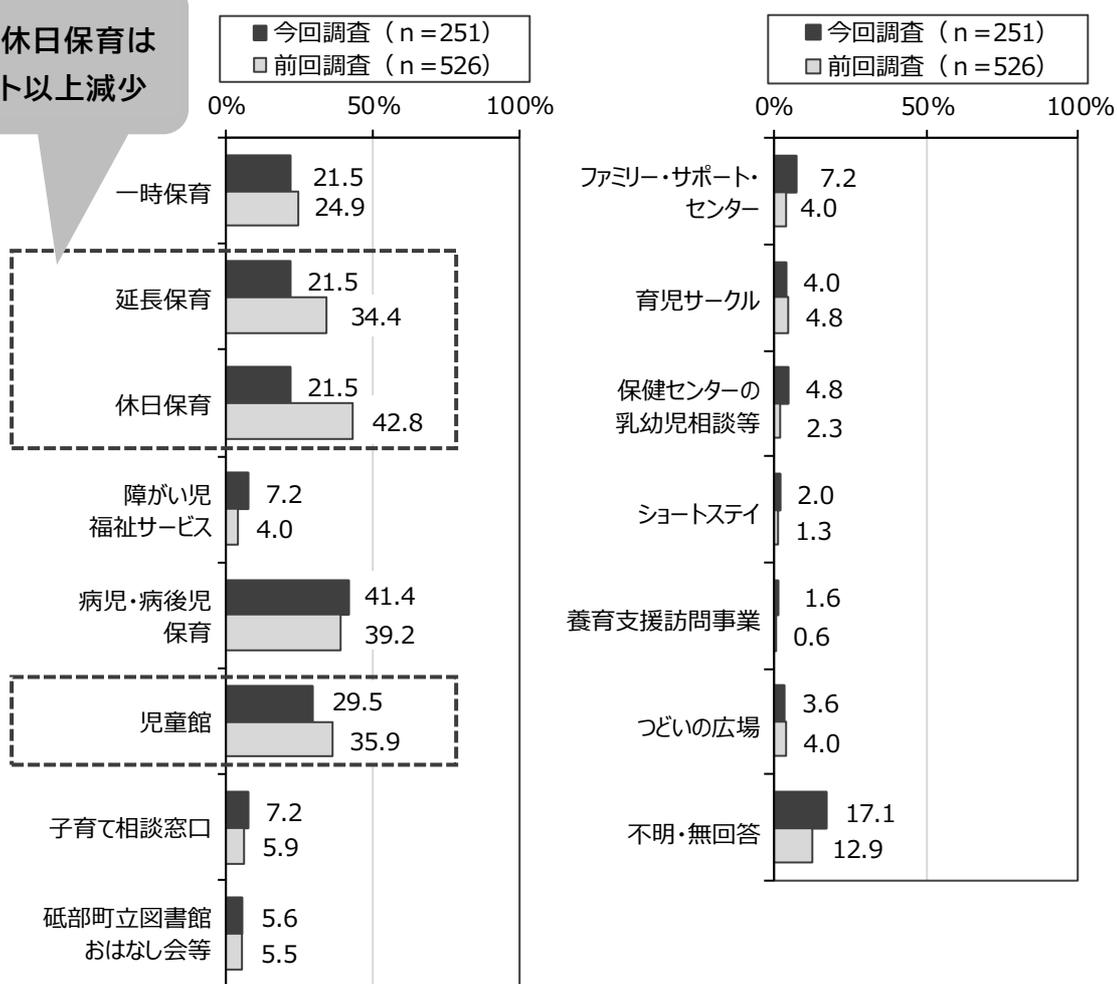
## ●拡充(増設)を希望する事業について

拡充(増設)を希望する事業をみると、「病児・病後児保育」が4割強と最も多く、次いで「児童館」が約3割、「一時保育」、「延長保育」、「休日保育」がいずれも2割強となっています。

前回調査と比べると、「延長保育」、「休日保育」がともに10ポイント以上少なく、「児童館」が6.4ポイント少なくなっています。

【拡充(増設)を希望する事業について(「はい」と回答した人の割合/単数回答)】

延長保育、休日保育は  
10ポイント以上減少



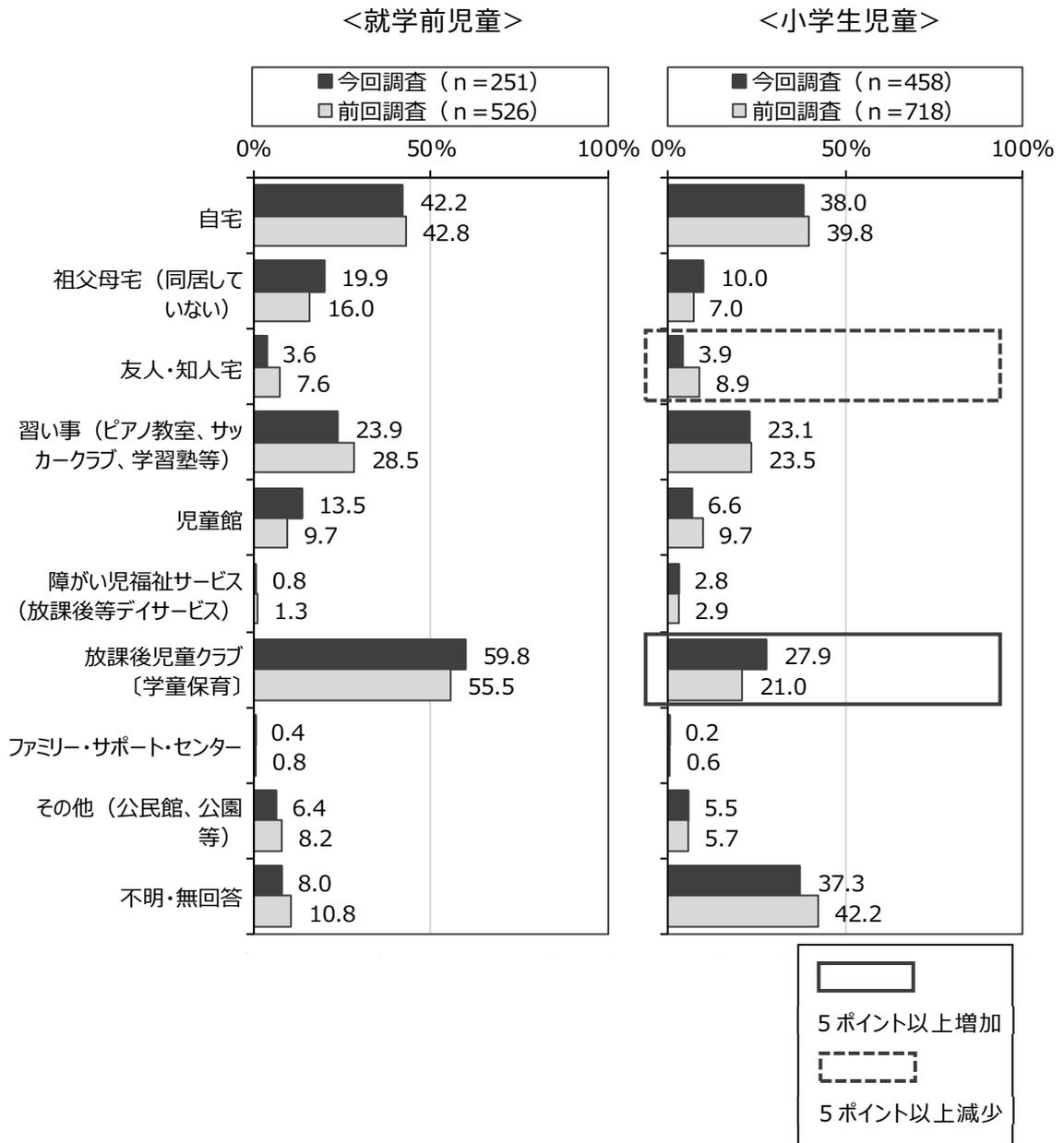
#### ④ 小学校就学後の放課後の過ごし方等について

##### ●低学年での放課後の過ごし方について

低学年での放課後の過ごし方をみると、就学前児童では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が約6割と最も高く、次いで「自宅」が4割強となっています。また、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

一方、小学生児童では「自宅」が4割弱と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が3割弱となっています。また、前回調査と比べると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が6.9ポイント多く、反対に「友人・知人宅」が5.0ポイント少なくなっています。

【低学年での放課後の過ごし方について(複数回答)】

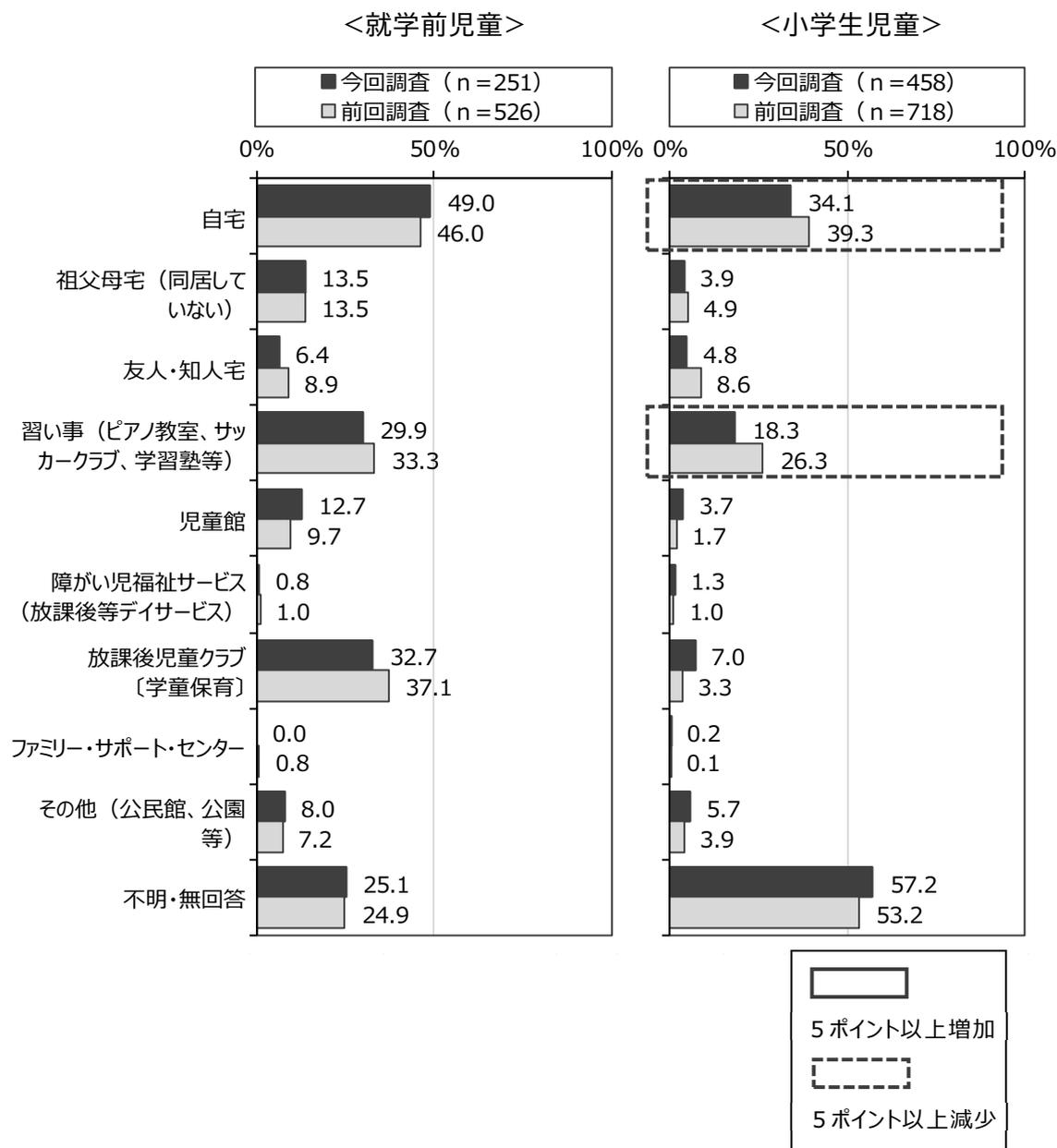


## ●高学年での放課後の過ごし方について

高学年での放課後の過ごし方をみると、就学前児童では「自宅」が約5割と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が3割強となっています。また、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

一方、小学生児童では「自宅」が3割半ばと最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が2割半ばとなっています。また、前回調査と比べると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」と「自宅」がともに5ポイント以上少なくなっています。

【高学年での放課後の過ごし方について(複数回答)】

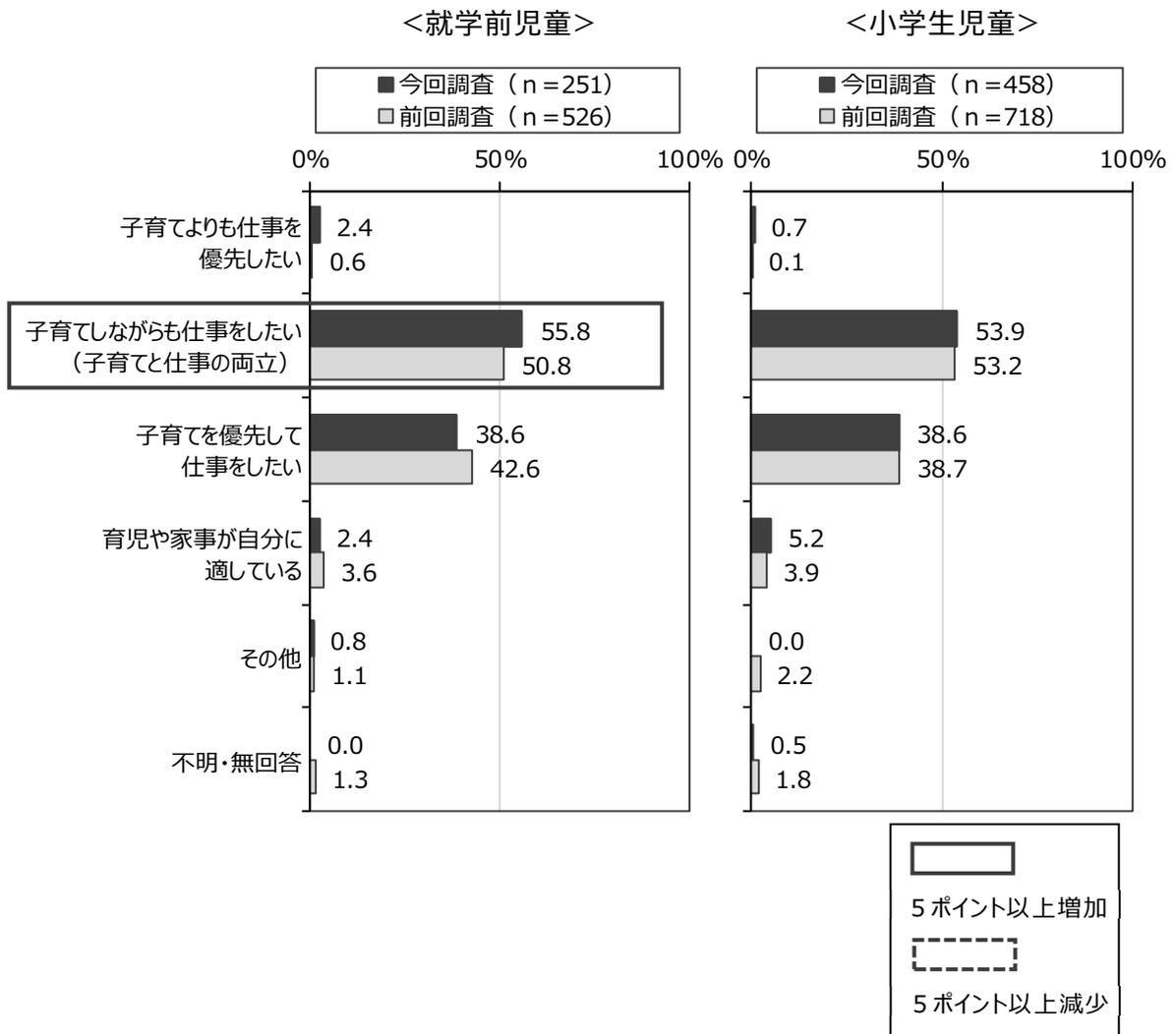


## ⑤ 子育てと仕事の両立の考えについて

子育てと仕事の両立の考えについてみると、就学前児童では「子育てしながらも仕事をしたい（子育てと仕事の両立）」が5割半ばと最も高く、次いで「子育てを優先して仕事をしたい」が約4割弱となっています。また、前回調査と比べると、「子育てしながらも仕事をしたい（子育てと仕事の両立）」が5.0ポイント多くなっています。

一方、小学生児童でも「子育てしながらも仕事をしたい（子育てと仕事の両立）」が5割強と最も高く、次いで「子育てを優先して仕事をしたい」が4割弱となっています。また、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

### 【子育てと仕事の両立の考えについて(単数回答)】



## 2) 団体ヒアリング調査からみる本町の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

本調査は、教育・保育や子育て支援に携わる関係者の方を対象に、子育て現場の現状や課題についてのご意見等を伺い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### ② 調査概要

- 調査対象：保育・教育施設、児童クラブ・児童館、NPO等の団体関係者  
(対象件数 18 件)
- 調査期間：令和6年9月1日～9月13日
- 調査方法：調査票データ送付・による配布・回収

### (2) ヒアリング調査結果(主な意見等の抜粋)

※下記の内容は、意見が多かったことから、主な意見等を抜粋して記載するとともに、いただいた意見を簡略化したり、類似の意見をまとめる等の修正をさせていただきました。

#### 施設運営において課題と感ずることについて

○「施設運営スタッフの人材不足」をはじめ、「業務負担の増加」や「施設運営体制の改善」等の声が挙がっています。

#### 【主な意見等】

- ・職員や支援員等の不足の解消。
- ・保育業務の増加、多様化、複雑化により、保育士の負担の増加。
- ・地域の園児数減少が挙げられるが、地域密着した施設として、子育て世代がいろいろと話をしたり、相談をしたりすることができる場にしていくことが必須。
- ・園児数の減少に伴い、学級の小規模化やPTA活動の1家庭への負担大等がみられるため、保育内容やPTA活動の運営方法の工夫が必要。
- ・個別の支援を必要とする幼児が増え、フリー教諭や生活支援員が不足しており、教育充実のための体制づくりが重要。
- ・開閉館時間と職員の勤務時間が同じため、特に開館時間が課題。
- ・0～18歳が同じ空間で遊ぶには限界を感じることもある。特に、中高生が思いっきり発散できておらず、中高生の居場所づくりが課題。
- ・駐車場が少ない。職員の高齢化。

## 配慮を要する子ども・家庭への支援での課題や課題解決に向けて団体等で取り組めること等について

○課題としては、小中学校の通常の学級の先生の理解不足や配慮が必要な子どもについて、就学先・進学先に引き継がれていないことが挙がっています。また、「療育を受けている」「発達相談をしていた」だけで、差別や偏見があるという声もあります。

○課題解決に向けて団体等で取り組めること等としては、ティーチャーズ・トレーニングやペアレント・トレーニングの実施等が挙がっています。

### 【課題についての主な意見等】

- ・未診断の子どもへの支援と養育者への相談対応について、養育者の特性理解が無いゆえにこじれてしまうケースが多くある。小中学校の通常の学級の先生の理解不足は深刻。特に中学校は、不登校や登校渋りに至る生徒が多い。
- ・配慮が必要な子どもについて、就学先・進学先に引き継がれていないことがある。
- ・子どもの発達段階に応じて手伝ったり待ったりすることが必要だが、保護者に気持ちの余裕が無かったり知識が無かったりする。
- ・「療育を受けている」「発達相談をしていた」だけで、差別や偏見がある。

### 【課題解決に向けて団体等で取り組めること等についての主な意見等】

- ・ティーチャーズ・トレーニング等、通常の学級の教職員研修の実施。保護者ニーズの汲み取りおよびケース会議への参加。
- ・特性や配慮事項をまとめるお手伝い。移行支援会議への参加。移行後のフォロー。
- ・ペアレント・トレーニングの実施。
- ・世界自閉症啓発デーおよび発達障がい啓発週間での展示、ブルーライトアップ。

## 施設内でよく見られる子どもの特徴について

○発達でグレーゾーンの幼児の増加をはじめ、偏食が多かったり体幹が弱い子どもや自分本位で言葉使いが悪い小学生がいる等の声が挙がっています。

### 【主な意見等】

- ・乳児は、発達でグレーゾーンの子どもの数が増えている。
- ・幼児は、抱っこ登園や保護者が子どもの荷物を持ったりする過保護な場面が見られる。
- ・体の動かし方が不器用。話を聞けない。我慢しづらい。
- ・幼稚園児では偏食が多い。個人差が大きい。体幹が弱い。経験不足。個別の支援が必要な園児が増えた。穏やかな性格だが、繊細過ぎる面も見られる。指示待ちの行動が多く、主体的に活動しようとするのが少ない。
- ・小学生では自分本位。言葉使いが悪い。話が聞けない。待つことが難しい。(ゲームの影響なのか)気に入らないことやトラブルになった時、「ぶっ殺す」等と口にする。
- ・小学校高学年になるとスマホを所有している割合が多く、依存性も見られる。
- ・甘えが足りないのではないかと思われる子が多い。
- ・家に居場所がないという子がいる。

### 他の子どもとの関わりで、よく見られる子どもの特徴について

○インターネットやゲームの影響がうかがえるとともに、自己中心的で他の子どもへの言葉のきつき等の声が挙がっています。

#### 【主な意見等】

- ユーチューブ等、ネットを見ている会話内容が多い。
- 自己中心的。自分のことばかり話す。
- 幼児では、できないところを指摘したり、告げ口等が多い。年長児は仲間での行動も多く見られる。
- 幼稚園児ではリーダー的な存在がいない。大人数よりも小集団での活動を好む。
- 小学校男子では自分達では解決できず、支援員が入って話し合うことが多い。
- 自分本位に考える。すぐ感情的になり、言葉がきつく、手が出る。上級生が下級生へ、下級生が上級生への配慮がない。
- 小学校高学年ではスマホでの関係性が強く、SNS でつながっているイメージがある。
- きついと思われる言葉を平気で言う。
- ケンカの加減を知らない。

### 「小1の壁」について、保護者からよく聞かれる意見や不安について

○保護者からの不安等の声として、「学童に入れるのか」や「幼稚園の手厚い対応から、気持ちがいけない」等の声が挙がっています。

#### 【主な意見等】

- 学童に入れるのかを不安視する声もある。
- 幼稚園の手厚い対応から、気持ちがいけないこと。
- 気象警報発令時に休みになることや長期休暇中に弁当持参になること。
- 朝登校前や下校してからの時間に空白の時間ができること。

### 施設として行いたい・充実したいについて

○多くの施設が施設運営の充実に向け、子育て支援センターをはじめ、他の保育園、幼稚園や小学校等、他機関や団体との連携を求めている状況がうかがえます。

#### 【主な意見等】

- 特別支援教育の充実。
- 発達グレーな子に対する子育て支援、地域の人たちとの交流、防災対策。
- 園外保育を増やしたい。
- 長い夏休みに他団体等と連携し、子ども達が楽しめるイベントを充実させたい。
- 学校や保護者との情報交換をもっと多くしたい。
- 各小中学校との不登校支援事業。
- 中学生・高校生・大学生のボランティアや老人会と連携をさらに強化させていけたらよい。

## その他について

○発達障害等支援を必要とする子どもや療育についてとともに、児童館に関する意見が挙げられています。

### 【主な意見等】

- 乳幼児期の親子の居場所や相談とともに、未診断でも保護者が希望し必要性が認められれば、子どもを療育へつなげられやすい。
- 障がいがある子や療育を受けている子への差別や偏見を解消してほしい。
- 町職員の発言に本人や保護者が傷つくことがないようにしてほしい。
- 発達総合相談窓口があることを、まずは町内に周知してほしい。
- 砥部町のホームページの児童館の箇所では、児童館だよりの記載がないため、活動の様子を載せる等を充実させてほしい。



### 3 第2期計画の取り組み状況

本町の第2期計画（令和2年度～令和6年度）の取り組みについて、主な取り組み状況と課題は次のとおりです。

※下記の「主な実績」で年度の記載がない数値は、令和6年度現在の数値です。

#### 1)第2期計画の取り組み状況と課題

##### (1)「基本目標1:すべての子どもたちの健やかな成長を支援する」について

###### <幼児期の教育・保育の向上について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立幼稚園2園を統合し、1園としました。</li> <li>○園内研修の充実や研究会・研修会への参加による保育者の実践的指導力の向上を図りました。</li> <li>○幼稚園の取り組みや幼児教育の重要性を積極的に発信し、家庭との連携を深めました。</li> <li>○地域との交流や外部講師の協力により、幼児に対し多様な経験機会を提供しました。</li> </ul>
認定こども園の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者の誘致により、私立認定こども園を1園新設し、町内の認定こども園数を3園としました。</li> </ul>
通常保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所、認定こども園の誘致により、保育の受け皿を拡充しました。</li> <li>○保育所数は公立園を1園廃止としましたが、民間事業者の誘致により私立保育所を1園新設し、町内の保育所数を3園としました。</li> </ul>
延長保育（時間外保育）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各園で延長保育を実施しました。</li> </ul>
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砥部こども園で実施していた一時保育事業を、麻生保育所においても開始しました。</li> <li>○幼稚園・こども園で1号認定児の教育時間後の預かり保育を実施し、預かり時間の拡充を図りました。</li> </ul>
保育所における保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育施設職員の専門性の向上等を目指し、保育協議会研修会や県のアドバイザー事業・指導訪問等を受けました。</li> </ul>
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通して定期的に小学校の児童と園児との交流活動を計画・実施しました。</li> <li>○教職員間の情報交換や授業参観を実施し、互いの教育内容を理解し合えるよう取り組みました。</li> <li>○幼稚園・保育所・認定こども園・小学校間で、また小・中学校間で卒業・入学する児童についての引継ぎを行い、子どもの実態と支援のあり方を情報共有しました。</li> <li>○小学1年生の活動に校区内の園児を招待するとともに、中学校の入学説明会に小学6年生が参加する等、交流の機会を設けています。</li> </ul>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の価値観の多様化や家庭・地域の実状の変化から、幼児の体験や生活力等に個人差が大きいため、個に応じた指導や保護者支援が必要となっています。</li> <li>○幼稚園の認定こども園化等、施設運営の在り方についての検討が求められています。</li> </ul>
認定こども園の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砥部こども園の施設更新の検討とともに、特別に配慮を要する園児や障がいをもつ園児の入園希望を受け入れられるよう、看護師の配置等受け入れ体制の充実が求められています。</li> </ul>
通常保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○待機児童解消に向け、施設の更新や、保育所・小規模保育事業所等を誘致する等、保育の受け皿の確保が必要とされています。</li> </ul>
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預かり時間や料金体系の見直しの検討が求められています。</li> <li>○こども誰でも通園制度による受け入れ体制の検討が求められています。</li> </ul>

#### <多様な学習や体験の環境づくりについて>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
乳幼児とふれあう機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校の家庭科の授業では、幼児の心や体の発達、遊びや周囲の環境・人との関りから受ける影響等を学び、実際に地域の赤ちゃんと触れ合う体験も実施しました。</li> <li>○希望者は幼稚園・保育所・認定こども園で職場体験を行い、幼児との触れ合いや保育士の支援体験を実施しました。</li> <li>○小学校では、1年生の活動に校区内の園児を招待する等の交流を図りました。</li> </ul>
「就労」に対する意識啓発や職業訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の勤労観の育みのため、サービス業、建設・不動産業、製造業、流通小売業、園・学校等、官公庁等、多数の事業所の協力を得て職場体験を実施しました。</li> </ul>
性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校4年生の保健学習では、体の変化について学びました。</li> <li>○小学校5年生（広田小学校のみ5・6年生）の「思春期教室」では、愛媛県立医療技術大学から招いた講師や看護実習生、町保健センター保健師等により生命誕生の仕組みや神秘性に触れ、自他の生命の尊さを知り、友達や家族を大切にしようとする心を学びました。また、中学校でも1年生と3年生を対象に「思春期教室」を行い、SNSの利用や交際のあり方、性の多様性等を学びました。（令和5年度の思春期教室の受講者数：469人）</li> </ul>
学校評議員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各校に5人程度の学校評議員を配置し、校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を伺うとともに、意見については、各校における学校評価にも反映しました。</li> </ul>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
学校運営協議会	○今後は、学校評議員制度を学校運営協議会に機能を移行し、学校・保護者・地域住民が連携して、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組みます。

<特別な支援を要する児童等へのきめ細かな取り組みについて>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
児童虐待防止ネットワークの充実	○要保護児童対策地域協議会では、年1回の代表者会議とともに、年2回の実務者会議を実施しました。個別ケース検討会議では、年度毎に平均3～5回の会議を実施しました。また、実務者会議や個別ケース検討会議の前段階として、各保育・教育機関と学期毎に定期的な情報交換を行いました。 ○令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。この支援拠点は、子育て世代包括支援センターと同事務所での設置であり、保健と福祉双方の面から子育て家庭に関わることが可能となりました。
養育支援訪問事業	○令和6年度時点で2家庭を認定し、月1回程度の訪問指導と関係機関との連絡調整を随時行いました。
親子集団療育事業	○発達が気になる子どもを対象に、スキンシップ遊びや運動、コミュニケーションを通して、子どもや育児不安を抱える保護者を支援する取り組みを月1回実施しました。毎回、事前事後にカンファレンスを行い、各子どもに関する情報共有と今後の方針を検討するとともに、適宜、発達確認のために検査、発達相談に繋げました。また、母子分離の回を設定し、保護者同士の交流によるリフレッシュ機会を設けたり、必要に応じて次に就園する機関への引き継ぎも行いました。
障がい児福祉計画の推進	○障がい児に係るサービス提供について、障がい児福祉計画の中で、活動指標や見込量確保のための方策を設定し支援の充実を図りました。
障がい児通所支援事業の実施	○年齢や障がいの特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を実施し、療育を提供しました。なお、令和5年度末に町内に放課後等デイサービス事業所1か所が新設されています。
自立支援給付事業の実施	○短期入所事業や居宅介護事業の実施、補装具（車いす・補聴器・座位保持装置等）の給付等、個々の障がい状態に応じた必要な支援を提供しました。
地域生活支援事業の実施	○日常生活用具費（紙おむつ等）の給付や、移動支援事業、日中一時支援事業等を行い、障がい児やその家族の支援を行いました。
障がい児の家庭に対する経済的負担の軽減	○特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の受付業務や窓口での案内や広報誌・ホームページ等による周知を実施し、対象者の把握に取り組みました。
自立支援医療の支給	○自立支援医療費（育成医療）を支給するとともに、自立支援医療（精神通院医療）の進達業務を実施しました。

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
発達障がいのある子どもへの支援	○発達総合相談こもれび広場とピアサポートこもれび広場を開催し、子どもの発達に不安や心配を感じる保護者に対し支援を実施しました。
障がい児教育・保育の推進	○保育所等では、加配保育士・保育支援員を配置し、支援の必要な児童や障がい児の受入れを行いました。 ○特別支援連携協議会の実施により、各園・保育所や小・中学校の担当者による情報交換を行いました。また、配慮を要する生徒についての共通理解を深めるため、各校で校内研修や特別支援学級の授業公開等を実施しました。
障がい児教育・保育の推進	○個別ニーズに応じた適切な支援を行うため、教育相談や巡回相談において専門家からの指導や助言を受けました。
子どもの不安や悩みに対する支援	○ハートなんでも相談員2名、スクールソーシャルワーカー2名、スクールカウンセラー（県事業）1名を設置し、児童・生徒・保護者及び教職員からの相談を受け、心理的支援を行いました。

課題	
事業名	主な課題・問題点等
児童虐待防止ネットワークの充実	○支援を要する児童等の情報集約が進みつつある中で、支援を要する児童等の把握までに至らない家庭も多く、切れ目なく見落とさない支援の充実に向け、家庭から声を出しやすい体制づくりが必要とされています。
養育支援訪問事業	○国から示されている「子育て世帯訪問支援事業」について、実施の検討が必要とされています。

#### <安全で安心な社会環境の整備について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
子どもの交通安全教育	○春と秋に分けて全施設で交通安全教室を開催しました。
小・中学校の通学安全対策	○青色防犯パトロールや、スクールガード・リーダー（教育委員会が委嘱した警察官 OB 等の方）を設置し、各学校担当教職員や、スクールガード・リーダー等による通学路の安全パトロール、巡回指導を定期的実施しました。 ○PTAや地域、警察等の協力を求め、通学指導や登下校の見守りを実施しました。 ○「通学路交通安全プログラム」に基づき、2年に1度の合同安全点検を行い、通学路の危険箇所の安全対策を実施しました。 ○新1年生に対し、防犯ブザーを配布し、防犯対策を実施しました。

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
安全な地域公園の整備	<p>○2年毎に、公園等の設置遊具点検を実施しました。（令和3年度：56基 [23か所]、令和5年度：56基 [24か所]）</p> <p>○点検結果をもとに、危険遊具の撤去や自治会が行う遊具の修繕についての補助を行いました。（令和2年度：撤去1基 [1か所] 修繕4基 [4か所]、令和4年度：撤去2基 [1か所] 修繕10基 [6か所]、令和6年度：撤去5基 [5か所] 修繕6基 [6か所]）</p>
子どもを取り巻く有害環境への対策	<p>○児童・生徒に対しては、タブレット端末を用いる際や技術の授業等で情報モラルに関する指導や家庭におけるルールづくりの啓発を行いました。</p> <p>○教員向けには、ICT支援員による研修等を行いました。</p>
誰もが気軽に安心して集える居場所づくり	○施設予約利用システムの導入により、体育館については来館せずに予約と支払いが可能となり、利便性が向上しました。

課題	
事業名	主な課題・問題点等
子どもを取り巻く有害環境への対策	○子どものインターネット利用による問題が絶えない社会状況が続いている中、教員の指導能力の向上が求められています。
誰もが気軽に安心して集える居場所づくり	○中央広場等、新たな居場所づくりのための活用の検討が必要とされています。

## （2）「基本目標2：切れ目のない支援で子育て家庭の多様なニーズに対応する」について

### <母子保健事業の充実について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
母子健康手帳の交付	○地区担当の保健師が面談に同席し、安心して出産を迎え、育児ができるよう、妊婦の状況確認と関係づくりを行いました。（令和5年度：96件）

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
妊婦一般健康診査	<p>○妊婦健診等の定期的な受診を促進し、異常の早期発見や早期治療につなげました。また、医療機関との連携体制の強化に継続して取り組みました。</p> <p>【妊婦一般健康診査受診件数（令和5年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診 A 券（5回分）：475 件</li> <li>・妊婦健診 B 券（9回分）：725 件</li> </ul> <p>※里帰り受診への助成：20 件（4名）</p> <p>【産婦健康診査受診件数（令和5年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 週間健診：103 件</li> <li>・1 か月健診：114 件</li> </ul> <p>※里帰り受診への助成：7 件（4名）</p> <p>○健診では、産後うつへのリスクが高い人に対して、産後ケアとして保険健康課、医療機関及び子育て支援課（産後ケア事業管轄）が連携し、早期介入を行うことができました。</p>
妊婦歯科健康診査	<p>○妊婦を対象に妊娠期間中に 1 回、歯科健康診査の助成を行いました。（令和5年度受診率：29.3%）</p>
乳幼児相談・健診の充実	<p>○健診の未受診者には、受診できる日を複数提示し、かつ地区担当保健師からの勧奨も実施することで、98%以上の受診率を達成することができました。</p> <p>○フォローが必要な対象児には時期を見て連絡し、必要に応じて発達相談につなげる等、保険健康課と子育て支援課が連携した取り組みを行いました。</p> <p>【乳幼児健診受診率（令和5年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7 か月児健診：99.1%（年6回実施）</li> <li>・1 歳6 か月児健診：98.2%（年6回実施）</li> <li>・3 歳6 か月児健診：100.0%（年6回実施）</li> </ul> <p>【乳幼児相談実施状況（令和5年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4 か月児相談実施率：94.2%（年6回実施）</li> <li>・すすすく相談実績：平均 17.5 組／月（毎月実施）</li> </ul>
乳幼児のむし歯予防	<p>○1 歳6 か月児健診後から、3 歳6 か月児健診時までのう歯の罹患率が激増しているため、2 歳児を対象とした「むし歯予防教室」を実施しました。</p>
育児支援家庭訪問	<p>○4 か月児相談、7 か月児健診両方を未受診で終えた母子に対し、1 歳頃に状況確認の電話をするとともに、必要に応じて来所相談や「すすすく相談」にて対応しました。</p> <p>○幼児健診が未受診で終わった家庭に対しても、電話や手紙でのアプローチを行いました。</p>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
妊婦一般健康診査	<p>○多胎妊婦においては、単体妊婦より健診回数が増える傾向があることから、費用負担増加分に対して新たな助成が必要とされています。</p>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
妊婦歯科健康診査	○妊婦歯科健診の受診率（令和5年度：29.3%）が低いことから、受診率向上にむけた取り組みが必要とされています。
乳幼児のむし歯予防	○「むし歯予防教室」の参加率（令和5年度：14.6%）が低いことから、参加率向上にむけた取り組みが必要とされています。

<親子の健康増進・食育の推進について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
運動習慣の定着・外遊びの推進	○幼稚園等から教員向けの研修として、年長児を対象とした「子どもたちの運動機能を高めるための体の使い方」をテーマに、健康運動指導士が実践講習を開催しました。（令和5年度：宮内幼稚園にて1回開催／不定期開催） ○体力テストを通じて得られた各校の課題に対し、体力アップ推進計画を作成しました。また、体育の授業や休み時間での活動に加え、家庭でも取り入れやすい運動を紹介する等、楽しみながら活動に参加する児童生徒の増加や、体力や運動能力の向上に取り組みました。
規則的な生活リズム（早寝早起き朝ごはん）の確立	○乳幼児健診や相談の場等を通じて、規則的な生活リズムや朝食を食べることの大切さについての栄養指導を実施しました。
肥満の予防	○子どもの頃からの肥満についての講話を行ったり、乳幼児健診や相談の場等にて生活習慣病や肥満予防を含めた栄養指導を実施しました。
分煙環境と禁煙支援体制の整備	○区長を対象に地区集会所の禁煙分煙状況調査を行いました。（令和6年度：屋内禁煙率 87.9%） ○小学生対象の禁煙教育について、一部の小学校以外は自前で開催できるよう教材等指導パッケージの継承が完了しており、各学校のカリキュラム体制に応じて実施しています。 ○妊婦及び乳幼児がいる家庭に対して、喫煙・分煙状況の調査を実施するとともに、妊婦を対象とした禁煙に関するチラシを母子健康手帳交付時に配付しました。
生涯を通じた食育の推進	○子どもの食サポーター事業を実施しました。（令和5年度：7回） ○食を楽しむネットワーク会議を開催しました。（令和5年度：2回） ○母子健康手帳交付時に栄養士による面談を実施しました。（令和5年度：58人）
薄味・だしの推進	○乳幼児相談等の場において塩分の傾向調査を実施しました。 ○乳幼児健診や地区巡回健康教室等の場において、薄味についての栄養指導や周知啓発に取り組みました。

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
野菜一皿運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診・相談の場において、野菜の効果や料理方法についての栄養指導や周知啓発とともに、野菜の栽培体験をおとした食育についての普及啓発に取り組みました。</li> <li>○地区巡回健康教室や訪問、相談事業において、野菜を使った簡単バランスメニューの提供や野菜の効果についての栄養指導を行いました。</li> </ul>
口から食べることの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診・相談の場において、よく噛んで食べることの効果やよく噛むメニューの提案等を行いました。</li> <li>○一口目を30回噛む「噛め噛め運動」を行いました。</li> </ul>
食マナーを育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診・相談等の場において、食マナーについての働き掛けを行いました。</li> <li>○親子食育教室を開催し、食マナーを学ぶ機会を提供しました。</li> </ul>
食で地域を活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子食育教室において、町内産の食材や砥部焼を使った料理体験を行いました。</li> </ul>

課題
※特になし

#### <身近な子育て支援環境の整備について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
児童福祉施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化した保育所・幼稚園を廃止して、民間事業者を誘致し代替施設の整備を実施しました。</li> </ul>
児童館の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの遊びの場として、年々利用者数が増加しており、中学生も多く来館しました。クラブ活動についても、増加又は横ばいの状態となっており、親子の良好な関係づくりに寄与できました。</li> </ul>
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問を保健師が行い、母子の心身の健康状態や育児環境、支援者の有無等を確認し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行いました。（令和5年度訪問家庭数：95件／出生数109件のうち14件は令和6年度に実施）</li> </ul>
ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4か月児相談時にブックスタートパックを配布するとともに、欠席者には郵送に切り替える等、配付対象者に確実に配布しました。（配布率：100%）</li> </ul>
つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常設の拠点と出張ひろばの2か所において、子育て親子の交流と子育てに関する情報提供に取り組みました。</li> </ul>
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4小学校・9クラブで実施しており、令和5年度から保護者からの要望により、土曜日についても開所しました。</li> </ul>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
育児サークル・子育てサロン活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子育てサロン♪ポレポレ♪」については、新型コロナによる事業中止等や、児童館、NPO法人とベ子育て支援団体「ぼっかぼか」等の新設・活動の充実等による参加者の減少により、令和5年度をもって事業を廃止しました。</li> <li>○「おやこ広場ハグハグ」については、乳幼児を持つ親子が自由に遊べるよう、町内の保育所・幼稚園・認定こども園の園庭を開放しました。（令和5年度：38回予定し天候不良等で合計31回実施／参加親子70組152人）</li> <li>○「にこにこほっぺのおはなし会」については、親子で楽しめる雰囲気や演目を大切に実施しており、SNS等の影響で参加者も少しずつ増えています。</li> <li>○令和5年度に新興住宅地の保護者交流会を新規に実施しました。（開催1回／参加親子8組・17人）</li> <li>○令和6年度から新しく育児負担の軽減と親子の交流を目的に、親子遊びや子育てに関する情報交換・交流の場「ぴよぴよ広場」を実施しました。</li> </ul>
病児・病後児保育	○これまで松前町と松山市にある医療機関において実施していましたが、令和6年度から町内にできた私立のこども園・保育園の2園において実施しています。（松前町の医療機関については令和5年度で終了）
児童手当の支給	○国の制度に基づき、適正に執行しました。

課題	
事業名	主な課題・問題点等
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充	○児童数は減少の傾向にあるものの、共働き世帯の増加や核家族化等に伴い、利用児童数は増加傾向にある中、待機児童が発生しているとともに、指導員の確保についても苦慮しており、その解消方法の検討が必要とされています。
病児・病後児保育	○町内に病児・病後児保育可能な施設があることの周知とともに、利用方法等について随時見直しを図ることが求められています。

### <ひとり親家庭等の自立支援の推進について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
ひとり親家庭医療費の助成	○ひとり親家庭への医療費助成を行いました。
就学援助	○園や学校、ホームページを通じて保護者に制度を周知し、就学に必要な経費を助成することで、保護者の負担軽減を図りました。
ひとり親家庭の生活支援・自立支援	○県が行う経済的支援や就業支援等について、町が窓口となり、自立支援員や地方局等につなげました。
児童扶養手当	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促すための児童扶養手当について、窓口での受付等の業務を行いました。

課題

※特になし

(3)「基本目標3:地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り支える」について

<連携した子育て支援体制の充実について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
利用者支援事業	<p>○令和2年度から事業開始し、子育て支援センター「とべっこら」は年間約1,400人が利用しました。内容としては、普段の子育てに関する簡易な相談から、育児・発達課題における専門的な相談支援までを利用者支援事業（子育て総合相談）として実施しました。（簡易相談：年間平均200件／専門相談：年間平均130件）</p> <p>○令和6年度からは、NPO法人とベ子育て支援団体「ぽっかぽか」に事業委託し、より身近な場所での相談を可能としました。</p>
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	<p>○保護者の就労等による子どもの一時預かりや保育所等への送迎を行うため、センターのアドバイザーが利用会員とサポート会員の橋渡しを行うとともに、会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会や講習会を実施しました。</p> <p>○令和5年度に主要な団体や事業の場を利用して、事業の周知や会員登録の依頼を行いました。 【令和6年3月末現在実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数：185人（利用会員129人、サポート会員44人、両方会員12人）</li> <li>・年間活動回数：1,055件（病児・病後児の預かり、病児保育室への送迎実績はなし）</li> </ul>
子育て支援ネットワークの充実	<p>○コロナ禍で休止していた子育て支援ネットワーク会議を令和5年度から再開し、子育てに関わる関係機関の活動内容をまとめた冊子を作成するとともに、交流を兼ねた研修会を実施しました。</p> <p>○子育てフェスタを令和5年度に再開し、社会福祉協議会が実施する福祉フェスタと合同開催しました。</p>
子育てに関する行政サービス等の情報提供	<p>○広報「子育てひろば」のページに町主催の事業・イベント等を掲載し、子育て支援機関である児童館や子育て支援団体等のQRコードを掲載して各機関毎に確認できるようにしました。</p> <p>○「すくすくハンドブック」については、毎年情報を更新し作成しました（年度初めに作成するため、補足する内容があればホームページで掲載対応）。</p>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用会員が支払う援助活動の報酬額は、県内市町で異なっていることから、現状の実態把握と報酬額の改定の是非についての検討が必要とされています。</li> <li>○保育所等や塾への送迎希望が増えている反面、送迎可能なサポート会員が高齢化等により減少していることが問題として挙げられています。</li> </ul>
放課後子ども教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルスの影響や、学習指導要領の改訂により、授業時間数が変更になったこと等を理由に令和2年度から未実施となっており、現時点での再開は検討していません。</li> </ul>
子育てに関する行政サービス等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の子育て支援機関で共有しているインスタグラムや町公式 LINE を用いて、若い世代が情報入手できやすいよう配慮することが求められています。</li> </ul>

### <ワーク・ライフ・バランスの実現について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
仕事と子育てを両立する基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町の男女共同参画計画に基づき、男性の育児休業取得を推進するため、ハンドブックの作成とともに、町内事業者においては「ひめボス事業所宣言」を行う等、家庭や職場等における男女共同参画の推進に取り組みました。</li> <li>○共働き世帯の増加や多様化する保護者のニーズに対応し、放課後児童クラブ等の開設状況等の見直しを行いました。</li> </ul>
両立支援のための職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が実施する「家事シェア推進キャンペーン」や家事・育児両立支援事業について、庁舎内でのポスターやパンフレットの設置とともに、町公式 LINE での情報発信を行い、意識啓発を図りました。</li> </ul>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
仕事と子育てを両立する基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の数値目標に対する令和5年度の取り組み評価について、78%が概ね順調以上となっている一方で、一定数の目標に未達成な取り組みもあることから、各課がより一層意識を持ち取り組むための働きかけが必要とされています。</li> </ul>
両立支援のための職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在は企画財政課による一方向的な情報発信となっていることから、関係機関と連携しながら情報収集し、情報発信していく必要があります。</li> </ul>

<安心して医療が受けられる体制整備について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
小児救急医療体制の確保	<p>○松山医療圏域の各市町が負担金等を出しあい、休日や夜間の急な病気に対応できるよう、松山市急患医療センターや松山市医師会休日診療所等での専門医による一次救急医療体制を取っています。</p> <p>○症状が重く入院等が必要な場合や事故やけがの治療等については、松山医療圏の病院群が共同連帯し輪番方式により24時間365日対応可能な二次救急医療体制を取り、地域住民に対し良質かつ適切な小児救急医療を効率的に提供しています。</p> <p>○適正受診も含めた広報活動については、こんにちには赤ちゃん事業、乳幼児相談等の機会を通じ住民に周知啓発を行いました。</p>
予防接種の実施	<p>○出生時、転入時、訪問時、各種乳幼児相談・健診時のタイミングを見て、その重要性や医療機関の紹介を個別に行いました。また接種歴の確認を行い、必要な人には接種忘れがないよう個別に勧奨を行いました。</p> <p>○転入者への差し替え交付については、電話やハガキで個別案内を行いました。</p>
子ども医療費の助成	<p>○令和5年度より助成対象を0歳から高校卒業までに拡充し、通院・入院に係る医療費の自己負担分を全額助成しました。</p>

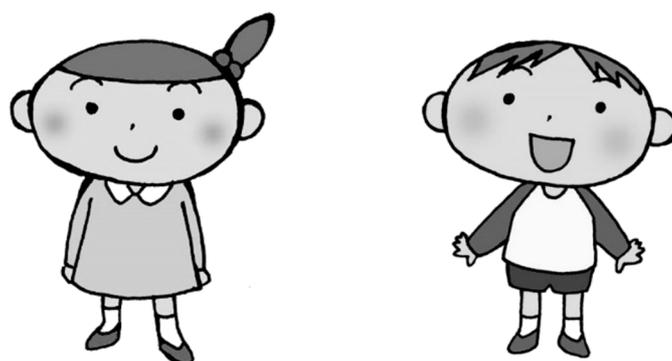
課題	
事業名	主な課題・問題点等
小児救急医療体制の確保	<p>○二次救急医療体制を安定的に継続する必要がある中、医療現場のスタッフが不足しており、輪番制の維持確保及び小児科救急医の確保が課題として挙げられています。</p>
予防接種の実施	<p>○国として予防接種記録の電子データ化の整備が予定されていることから、SNSや町子育てアプリの活用等を踏まえ、保護者に対する予防接種の正しい知識の提供やわかりやすい情報提供のあり方について検討していくことが求められています。</p>

<地域や家庭と子どもとのつながりの確保について>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
地域の教育力の向上	<p>○砥部地区で「まなびや事業」、広田地区で「ひろた子どもあそび広場」をそれぞれ年5回実施しました。</p> <p>○令和3年度に「ふるさと探訪」から「ふるさと再発見紀行」に事業を改め、砥部四国以外の町内の名所や景勝地をコースに加え、世代を超えた交流と町の魅力の再発見を目的として年3回実施しました。</p>

取り組み状況	
事業名	主な取り組み（実績）
子どもの人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育基礎講座を年6回開催し、うち1回は子どもの人権についての講座としました。</li> <li>○花を育てることを通して、命の大切さを知り、思いやりの心を育む活動ができるよう、町内の小学校で「人権の花運動」を実施しました。</li> </ul>
家庭教育支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度までは家庭教育支援チームによる相談事業を実施しました。（令和5年度にチームを解散したことから現在は未実施）</li> <li>○各小中学校で個別に「家庭教育学習会」を実施しました。</li> </ul>

課題	
事業名	主な課題・問題点等
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「しめ飾りづくり教室」「ワクワク家庭円満教室」「ペタンクリーグ」が高齢化やコロナ禍により廃止・中止となり、三世代交流事業が大幅に減少しています。</li> <li>○「芸能発表会」については、11月に砥部地区で、3月に広田地区でそれぞれ開催しましたが、年々発表者や出展者が減少しています。</li> </ul>
子どもの人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講座の開催にあたっては、学校関係者、PTA、各種団体を中心に参加者を募っていますが、自主的に受講する参加者は少なくなっています。</li> </ul>
家庭教育支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「家庭教育学習会」については、家庭教育力の向上につながっていますが、参加者がPTAの役員等にとどまっており、参加者の確保が課題となっています。</li> </ul>



## 2)第2期計画の地域子ども・子育て支援事業(13事業)の状況

国の方針に基づき定められた地域子ども・子育て支援事業(13事業)について、第2期計画期間の初年度である令和2年度と最終年度である令和6年度の計画値と実績値は以下のとおりです。

事業名	内容	令和2年度		令和6年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(単位:拠点数)	1か所	2か所	1か所	3か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業(単位:年間延べ利用者数、拠点数)	利用者 2,200人回	利用者 3,360人回	利用者 2,200人回	利用者 4,368人回
		拠点 2か所	拠点 2か所	拠点 2か所	拠点 2か所
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査及び保健指導等を実施する事業(単位:健康診査対象者数、年間健診回数)	対象者 119人	対象者 122人	対象者 114人	対象者 90人
		健診回数 1,666回	健診回数 1,274回	健診回数 1,596回	健診回数 990回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(単位:訪問対象者数)	125人	92人	115人	100人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業(単位:訪問対象者数)	5人	1人	5人	2人
子育て短期支援事業	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業(単位:年間延べ利用者数)	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業(単位:月間延べ利用者数)	122人日	122人日	118人日	87人日

事業名	内容	令和2年度		令和6年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業（単位：年間延べ利用者数）	在園児対象 3,777 人日	在園児対象 1,313 人日	在園児対象 3,761 人日	在園児対象 2,200 人日
		在園児以外対象 5,669 人日	在園児以外対象 1,786 人日	在園児以外対象 5,330 人日	在園児以外対象 1,400 人日
時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日（時間）以外の日（時間）において、保育所等で保育を実施する事業（単位：1日当たり利用者数）	244人	17人	232人	13人
病児・病後児保育事業	【病児保育】病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業 【病後児保育】病気の回復期にある児童に対して、安静の確保に配慮して一時的に保育等を実施する事業（単位：年間延べ利用者数）	122 人日	48 人日	200 人日	90 人日
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（単位：1日当たり利用者数）	238人	262人	222人	314人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業	—	—	—	—
多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業	—	—	—	—

## 4 計画策定に向けた課題のまとめ

### 課題(1) 少子化等社会環境変化に対応した教育・保育や子育て家庭への支援の充実

---

- 統計データの出生数をみると令和3年以降増加していますが、18歳未満の人口をみると減少傾向が続いていることから、少子化が進行している状況がうかがえます。
- 統計データの女性の年齢別労働力率やアンケート調査結果の母親の就労状況をみると、就労している母親が増えている状況がうかがえ、働く母親の多様なニーズ等に対応した関連事業において適切な提供体制等の検討が求められています。
- アンケート調査結果の拡充（増設）を希望する事業をみると、「病児・病後児保育」が4割強と最も多く、「一時保育」、「延長保育」、「休日保育」がいずれも2割強と上位に挙げられています。
- 団体ヒアリング調査結果における施設運営上の課題をみると、「施設運営スタッフの人材不足」をはじめ、「業務負担の増加」や「施設運営体制の改善」等の声が挙げられています。
- 本町の取り組み状況においては、幼児教育については、個に応じた指導や保護者支援とともに、幼稚園の認定こども園化等、施設運営の在り方についての検討が求められています。また、砥部こども園について、施設更新の検討とともに、特別に配慮を要する園児や障がいをもつ園児の入園希望を受け入れられるよう、看護師の配置等受け入れ体制の充実が求められています。さらに、通常保育について、待機児童解消に向け、施設の更新や、保育所・小規模保育事業所等を誘致する等、保育の受け皿の確保が必要とされています。
- 地域の子ども・子育て支援事業の取り組みについては、以下のような課題が挙げられています。
  - 放課後児童クラブでは、児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や核家族化等に伴い利用児童数は増加傾向にある中、待機児童が発生しているとともに、指導員の確保にも苦慮しており、その解消方法の検討が必要とされています。
  - 一時預かり事業では、預かり時間や料金体系の見直しの検討とともに、こども誰でも通園制度の受入れもあわせて検討していくことが求められています。
  - 病児・病後児保育では、町内に病児・病後児保育可能な施設があることの周知とともに、利用方法等について随時見直しを図ることが求められています。
  - ファミリー・サポート・センターでは、利用会員が支払う援助活動の報酬額について、現状の実態把握と報酬額の改定の是非についての検討が必要とされています。また、保育所等や塾への送迎希望が増えている反面、送迎可能なサポート会員が高齢化等により減少していることが問題として挙げられています。

## 課題(2) 母子の健康等子育て家庭への切れ目のない支援の充実

---

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援が必要とされています。
- 本町の取り組み状況においては、妊婦一般健康診査では、多胎妊婦の費用負担増加分に対して新たな助成が必要とされています。
- 妊婦歯科健康診査の受診率と乳幼児の「むし歯予防教室」の参加率がともに低いことから、受診率と参加率の向上にむけた取り組みの検討が求められています。

## 課題(3) 支援が必要な子ども・家庭への対応の充実

---

- 国においては虐待防止等に関して、平成28年に児童福祉法の改正が行われた後、令和2年にも改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が施行されることが決定し、児童相談所の機能強化等が示されています。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が求められています。
- 団体ヒアリング調査結果における配慮を要する子ども・家庭への支援での課題をみると、就学先・進学先に引き継がれていないことが挙がっています。また、「療育を受けている」「発達の相談をしていた」だけで、差別や偏見があるという声もあります。
- 本町の取り組み状況においては、児童虐待防止ネットワークについて、支援を要する児童等の把握に向け、家庭から声を出しやすい体制づくりが必要とされています。
- また、養育支援訪問事業の取り組みでは、国から示されている「子育て世帯訪問支援事業」について、実施の検討が必要とされているとともに、障がい児の日常生活サポートでは、今後需要の増加が見込まれることから、提供体制の検討が求められています。

## 課題(4) 行政や学校等とともに、地域全体で子育てを支える環境の充実

---

- わが国においては、人口減少や少子高齢化をはじめ、家族形態の変化や地域社会の変容等により、地域や家庭、職場等で支え合いの基盤が弱まってきています。
- アンケート調査結果の拡充(増設)を希望する事業をみると、「児童館」が約3割と、上位に挙げられています。
- 本町の取り組み状況においては、子育てに関する行政サービス等の情報提供について、インスタグラムや町公式LINEを用いて、若い世代が情報を受け取りやすいよう配慮することが求められています。
- 安全で安心な社会環境の整備については、子どもを取り巻く有害環境への対策では、子どものインターネット利用による問題が絶えない社会状況が続いている中、教員の指導能力の向上が求められています。また、誰もが気軽に安心して集える居場所づくりでは、中央広場等、新たな居場所づくりのための活用の検討が必要とされています。
- ワーク・ライフ・バランスの取り組みについては、仕事と子育てを両立する基盤づくりでは、計画の数値目標の中に一定数の不調な取り組みもあることから、各課がより一層意識を持ち取り組むための働きかけが必要とされています。また、両立支援のための職場環境づくりでは、関係機関と連携しながら情報収集し、情報発信していくことが必要とされています。
- 安心して医療が受けられる体制整備の取り組みについては、小児救急医療体制の確保では、医療現場のスタッフが不足しており、輪番制の維持確保及び小児科救急医の確保が課題として挙げられています。また、予防接種の実施では、国として予防接種記録の電子データ化の整備に向け保護者に対する予防接種の正しい知識の提供やわかりやすい情報提供のあり方について検討していくことが求められています。
- 地域や家庭と子どもとのつながりの確保については、地域の教育力の向上では、三世交代交流事業が大幅に減少しています。また、「芸能発表会」では、年々発表者や出展者が減少しています。
- 子どもの人権の尊重の取り組みについては、講座の開催にあたり自主的に受講する参加者は少なくなっています。また、家庭教育支援事業では、「家庭教育学習会」の参加者の確保が課題となっています。

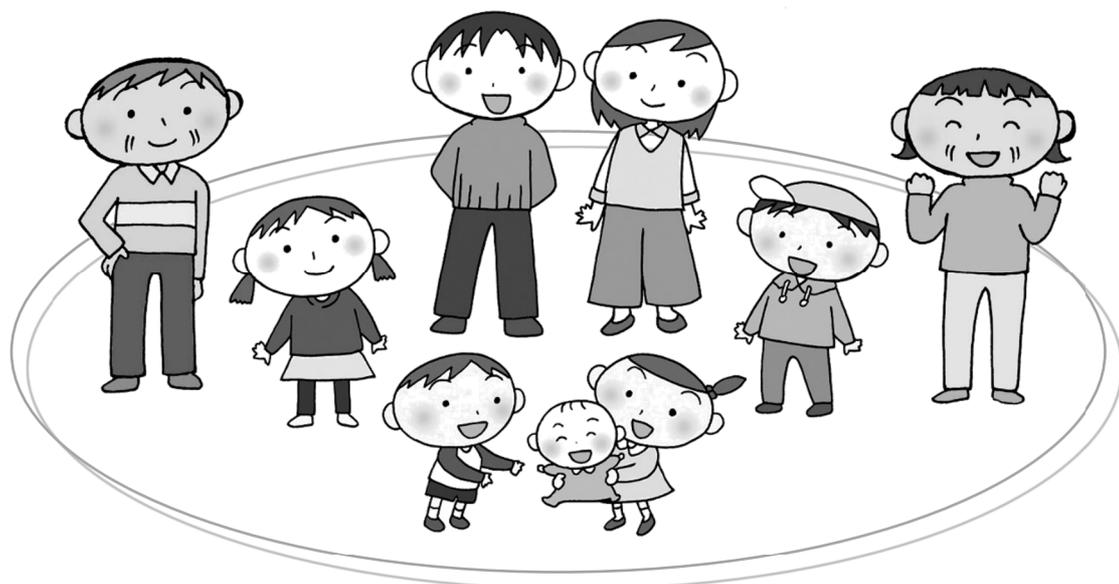
## I 計画の基本理念

平成 30 年に策定された第 2 次砥部町総合計画においては、人口減少や少子高齢化が進む中、子ども・教育分野では「未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちを実現します」を掲げ、子育て家庭を支援し、子どもを産み育てやすいまちづくりや学校・家庭・地域が連携した、子どもの生きる力を育む環境づくりに取り組んでいます。

第 3 期計画では、本町の総合計画が示すまちづくりの方向性を基に、第 2 期計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、第 2 期計画の基本理念を継承し、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭への支援をさらに充実・強化し、子育て家庭を地域・町全体で支えていくことで、子どもたちの笑顔をみんなで支えるまちづくりを目指します。

## 基本理念

子どもたちの笑顔を  
みんなが支える砥部町へ



## 2 基本理念実現のための各主体の役割

### (1)保護者の役割

子育てに第一の責任を負う保護者は、子どもの心身の成長に最も大きな影響を与えます。そのため、常に子どもとコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの精神的なよりどころとなるように努めていきます。

保護者が子育てを楽しみ、愛着を深めていくことで、保護者も自らの役割を学び、人として成長しながら子どものお手本になります。

子どもとの家庭生活に加えて、地域のイベント等と一緒に参加することによって、子どもが地域とつながりを持ち、そして保護者自身も地域とのつながりを深めます。

### (2)地域の役割

地域社会とのつながりにより、子どもの感性や人間性がより豊かに育まれます。地域の人々も子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心を高め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行、犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

### (3)教育・保育提供施設の役割

子どもが日常的に集団生活を経験する教育・保育提供施設においては、社会の基本的なルールや他者との関わり方、正しい生活習慣等を学ぶきっかけを与えます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援に関わる施策について十分に理解し、自らも行政や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。

### (4)子育て支援団体の役割

行政、住民、学校や幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めます。

地域の特性を理解し、子どもとその保護者が、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境をつくり、地域とのつながりを構築する手助けを行います。

### (5)事業者・職域の役割

保護者の労働状況が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、保護者が子どもに愛着を感じられるように子育ての時間を十分に確保し、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を考えた職場環境を整備していきます。

### (6)町の役割

本計画に沿って、子ども・子育て支援に関わる施策の充実・向上に取り組みます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関と連携・協働した展開を図るとともに、住民、子育て支援団体、そして、教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に取り組めるよう、必要な支援と連携の促進に努めます。

### 3 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

#### 基本目標 1 すべての子どもたちの健やかな成長を支援する

次代を担う子どもたち一人ひとりが、健やかに成長することができるとともに、子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供や安心で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

また、特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みに向け、関係機関との連携による児童虐待の防止や、障がい児の健全な発達・就学の支援等に取り組みます。

さらに、子どもの成長に合わせた多様な学習や体験の環境づくりをはじめ、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりや子どものこころの不安や悩みに対する支援等を進めます。

#### 基本目標 2 切れ目のない支援で子育て家庭の多様なニーズに対応する

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目のない母子の健康への支援をはじめ、子どもの発達や不慮の事故へのきめ細かな対応等に取り組みます。

また、令和7年3月に策定される「砥部町第3次健康づくり計画・第2次食育推進計画（及び砥部町第2次自殺対策計画）」に基づき、子どもの健康維持・増進をはじめ、おとなが健康の大切さについて学ぶ機会を提供し、親子の健やかな生活を支える保健対策の充実に図ります。

さらに、ひとり親家庭等について、それぞれの状況に応じた適切かつきめ細かな支援の充実に取り組みます。

#### 基本目標 3 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り支える

本町のすべての子どもが健やかに成長できるとともに、子育て家庭を支える環境づくりに向け、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えるという意識を高め、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。

また、地域の教育力の向上を図り、子どもが地域の中でおとなと交流しながら学べる機会の充実に取り組みます。

さらに、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事と子育ての両立に向けた子育てしやすい社会環境づくりに取り組みます。

## 4 施策体系

【基本理念】

子どもたちの笑顔を  
みんなが支える砥部町へ

基本目標	基本施策
<b>基本目標1</b> すべての子どもたちの 健やかな成長を支援する	(1)乳幼児期の教育・保育の向上 (2)多様な学習や体験の環境づくり (3)特別な支援を要する児童等への きめ細かな取り組み (4)安全で安心な社会環境の整備
<b>基本目標2</b> 切れ目のない支援で 子育て家庭の多様な ニーズに対応する	(1)母子保健事業の充実 (2)親子の健康増進・食育の推進 (3)身近な子育て支援環境の整備 (4)ひとり親家庭等の自立支援の推進
<b>基本目標3</b> 地域ぐるみで 子どもと子育て家庭を 見守り支える	(1)連携した子育て支援体制の充実 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現 (3)安心して医療が受けられる体制整備 (4)地域や家庭と子どもとのつながり の確保

## 基本目標 1 すべての子どもたちの健やかな成長を支援する

### 基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の向上

#### ① 幼児教育の充実

担当課：子育て支援課

- すべての子どもたちは等しく適切な教育を受ける権利を有することから、3歳から就学前児童に対して、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。
- 幼稚園の認定こども園化等、施設運営の在り方についての検討に取り組みます。
  - ・幼稚園数：1園（宮内幼稚園）
  - ・教育時間：8時30分～14時00分
  - ・受入年齢：3歳～就学前
- 園内研修の充実や研究会・研修会への参加による保育者の実践的指導力の向上に取り組みます。
- 地域との交流や外部講師の協力により、幼児の多様な経験を育みます。

#### ② 認定こども園の充実

担当課：子育て支援課

- 教育・保育を一体的に行う施設で、就学前児童に対する保育・教育及び保護者に対する子育て支援を総合的にを行います。
- 砥部こども園の施設更新の検討とともに、特別に配慮を要する園児や障害を持つ園児の入園希望を受け入れられるよう、看護師の配置等受け入れ態勢の充実に取り組みます。
  - ・認定こども園数：3園（砥部こども園、私立愛育幼稚園、私立アイگرانこども園麻生）
  - ・実施時間（教育）：8時30分～14時00分  
（保育）：標準：7時30分～18時30分  
短時間：8時30分～16時30分  
※開所時間：7時30分～19時00分
  - ・受入年齢：0歳～就学前 ※私立愛育幼稚園は1歳から

### ③ 通常保育の充実

担当課：子育て支援課

- 0歳から就学前の保育が必要な子どもに対し、保育の必要性について認定し保育を行います。
- 今後も、待機児童の解消に向け、施設の更新や保育所・小規模保育事業所等の誘致等、引き続き保育の受け皿の確保に取り組みます。
  - ・保育所数：3園（麻生保育所、私立アイگران保育園宮内、広田保育所）
  - ・保育時間 標準：7時30分～18時30分  
短時間：8時30分～16時30分  
※開所時間：7時30分～19時00分  
※一部の施設で実施時間が異なります。
  - ・受入年齢：0歳～就学前

### ④ 延長保育（時間外保育）の充実

担当課：子育て支援課

- 保育認定時間外の保育が必要と認められる満1歳以上の子どもが利用できる保育サービスで、保育所、認定こども園（2号・3号）で実施します。
  - ・実施時間 標準：18時30分～19時00分  
短時間：7時30分～8時30分、16時30分～19時00分  
※一部の施設で実施時間が異なります。

### ⑤ 一時預かり事業

担当課：子育て支援課

- 幼稚園、保育施設に在園していない就学前の乳幼児で、保護者が疾病、労働、私的な理由等のため、一時的な保育が必要になる子どもを預かります。
- 預かり時間や料金体系の見直しを検討するとともに、こども誰でも通園制度の受入れもあわせて検討・実施していきます。
  - ・実施箇所：2か所（砥部こども園、麻生保育所）
  - ・実施時間：8時30分～16時30分（土日祝、年末年始を除く）
  - ・受入年齢：満1歳～就学前
- 1号認定（教育利用）で実施園に在籍する園児のうち、教育時間外の保育を必要とする場合に、子どもを預かります。
  - ・実施箇所：4か所（砥部こども園、宮内幼稚園、私立愛育幼稚園、私立アイگرانこども園麻生）
  - ・実施時間：8時00分～8時30分  
14時00分～18時00分（土日祝、年末年始を除く）  
※夏休み等は、8時00分～18時00分  
※私立施設は実施時間が異なります。

## ⑥ 保育所における保育の質の向上

担当課：子育て支援課

- 保育の実践の改善・向上に向け、保育協議会研修会をはじめ、県のアドバイザー事業による指導訪問や、公開保育・講座への参加等研修機会の確保等に取り組みます。
- 子どもの健康及び安全を確保します。

## ⑦ 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校の連携

担当課：子育て支援課、  
学校教育課

- 子どもの適切な指導に向けての共通理解を深めるとともに、就学時に子どもたちを円滑に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校間とともに、小学校と中学校間において、子どもの実態把握と支援のあり方の情報共有に取り組みます。
- 教職員間の情報交換や授業参観を実施し、互いの教育内容の理解に取り組みます。
- 小学1年生の活動への校区内の園児の招待等、年間を通して定期的に小学校の児童と園児との交流活動に取り組みます。
- 中学校の入学説明会への小学6年生の参加等の交流機会づくりを行います。
- 今後は、幼保小の接続・連携の在り方や方法を検討し、架け橋期のカリキュラム作成に向けた連携体制の構築に取り組みます。

## 基本施策2

## 多様な学習や体験の環境づくり

### ① 乳幼児とふれあう機会の拡充

担当課：学校教育課、  
子育て支援課

- 中学校の家庭科の授業において、幼児の心や体の発達、遊びや周囲の環境・人との関りから受ける影響等について学習します。
- 中学生の希望者に対しては、幼稚園・保育所・認定こども園で、幼児との触れ合いや保育士の支援等の職場体験を行います。
- 小学校の授業の中で、小学1年生の活動への校区内の園児の招待等、幼稚園・保育所・認定こども園との交流活動に取り組みます。

**② 「就労」に対する意識啓発や職業訓練等の実施** 担当課：学校教育課

- 生徒の勤労観の育みのため、サービス業をはじめ、建設・不動産業や製造業、流通小売業、園・学校等、官公庁等、多数の事業所の協力を得て職場体験を実施します。
- 生徒のニーズに応え、将来の進路選択の際に活かされるよう、体験受入事業所の拡充に取り組みます。

**③ 性教育の推進** 担当課：学校教育課、  
保険健康課

- 自分や相手の身体について正しい知識を持ち、自分で判断・管理ができるよう、小学校と中学校の児童生徒に対し、学校教育の中で性教育を実施します。
- 小学校においては、4年生の保健学習では体の変化について学び、5年生（広田小学校のみ5・6年生）の思春期教室では愛媛県立医療技術大学から招いた講師や看護実習生、町保健センター保健師等により生命誕生の仕組みや神秘性に触れ、自他の生命の尊さや友達・家族の大切さを学びます。
- 中学校においては、1年生と3年生を対象に、大学から招いた講師等による思春期教室を行い、SNSの利用や交際のあり方、性の多様性等を学びます。
- 学校保健委員会等で思春期教室の講演の内容を報告し、保護者との連携を図り、性教育の必要性の啓発を行います。

**④ 学校運営協議会** 担当課：学校教育課

- 学校・保護者・地域住民が連携して、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます。

### 基本施策3

## 特別な支援を要する児童等へのきめ細かな取り組み

#### ① 児童虐待防止ネットワークの充実

担当課：子育て支援課

- 砥部町要保護児童対策地域協議会において代表者会議及び実務者会議とともに、個別ケース検討会議を実施します。また、実務者会議や個別ケース検討会議の前段階として、各保育・教育機関と学期毎に定期的な情報交換を行います。
- 令和4年度に設置された子ども家庭総合支援拠点と同事務所に設置された子育て世代包括支援センターとの連携により、保健と福祉双方の面から子育て家庭に関わる体制の基、要保護・要支援児童や家庭への支援を行います。
- 情報集約が進みつつある中で未だ把握にまで至らない家庭も多く、切れ目なく見落とさない支援の充実に向けて家庭から声を出しやすい体制づくりが必要とされることから、より密な情報連携を基に支援を行うとともに、高校生への支援体制の充実に取り組みます。
- 国から示された新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、令和8年度までに設置が求められている「こども家庭センター」を整備し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応していきます。なお、子ども家庭センター設置後は、子ども家庭総合支援拠点は内包されるため廃止となる予定です。

#### ② 養育支援訪問事業

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。また、養育支援訪問の導入前に、ケース会議による判定と支援計画を行うとともに、養育支援訪問においては、月1回程度の訪問指導及び関係機関との連絡調整を行います。
- 事業対象候補の中には、自宅への定期訪問に拒否感があり実施に至らなかったケースもみられましたが、養育支援訪問事業は、対象の家庭を訪れてより日常に即した相談支援を行う事業であることから、今後も障がい支援や児童虐待防止の観点から事業対象候補に配慮した取り組みを進めます。
- 国から示されている子育て世帯訪問支援事業については、新規事業として令和7年度からの実施の検討を行います。

### ③ 親子集団療育事業

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 療育支援を必要とする子どもや育児不安を抱える保護者の支援に向け、発達相談や健診時の相談等でつながった言葉の遅れや行動面等の発達が気になる子ども（保育園や幼稚園の未就園児）を対象に、スキンシップ遊びや運動、コミュニケーションを通して健やかな成長、発達の支援を行います。
- 保護者に対しては、困り感に寄り添いつつ、具体的な関わり方の助言、指導を行います。
- 運営スタッフは、保健師、保育士、看護師、公認心理師、療育専門の協力支援員で構成し、毎回、事前事後にカンファレンスを行い、個々に関し情報共有と今後の方針を検討するとともに、必要に応じて発達確認のために検査、発達相談につなげます。
- 母子分離の回を設定し、保護者同士の交流とリフレッシュの機会を設けるとともに、必要に応じて次に就園する機関への引継ぎも行います。
- 今後も、活動の中で、子どもの個性や発達のペース、成長・変容してきた部分をよく観察し、スタッフ間でしっかりと情報共有をしつつ、保護者の思いに寄り添いながら発達支援をしていきます。また、必要に応じて発達確認のための検査の提案や福祉サービス利用に関する情報提供を行うとともに、保護者が安心して意欲的に子育てができるよう声かけをする等、保護者との信頼関係を構築し支援していきます。

### ④ 障がい者計画及び障がい児福祉計画の推進

担当課：介護福祉課

- 障害者総合支援法及び児童福祉法、町障がい者計画及び障がい児福祉計画（第3期）に基づき、障がい児の福祉の推進を図るため、効率的かつ適切な事業を実施します。
- 今後も、ホームページ等を活用し情報提供体制の整備に取り組みます。

### ⑤ 障がい児通所支援事業の実施

担当課：介護福祉課

- 療育を行う必要がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作指導等の支援を行う児童発達支援を行います。また、就学児に対し生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う放課後等デイサービスの提供を行います。

## ⑥ 自立支援給付事業の実施

担当課：介護福祉課

○短期入所事業や居宅介護事業の実施、補装具（車いす・補聴器・座位保持装置等）の給付等、個々の障がい状態に応じた必要な支援を提供します。

## ⑦ 地域生活支援事業の実施

担当課：介護福祉課

○日常生活用具費（紙おむつ等）の給付や、移動支援事業、日中一時支援事業等を行い、障がい児やその家族の支援を行います。

## ⑧ 障がい児の家庭に対する経済的負担の軽減

担当課：介護福祉課

○精神または身体に障がいがある児童を家庭で看護、養育している父母等に対し、特別児童扶養手当を支給します。

○精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の児童に対し、障害児福祉手当を支給します。

○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費や学用品費等の就学奨励費を支給します。

○手当等の支給について、今後も、窓口での受付・案内や、広報誌・ホームページ等による周知を行い、対象者の把握に取り組み、受給につなげます。

## ⑨ 自立支援医療の支給

担当課：介護福祉課

○障がい児の身体障がい除去、軽減する治療に対し、自立支援医療（育成医療）を給付します。

○通院による精神医療を継続的に必要とする障がい児の自立支援医療（精神通院医療）の進達業務を行います。

## ⑩ 発達障がいのある子どもへの支援

担当課：介護福祉課

○発達総合相談こもれび広場とピアサポートこもれび広場を開催し、発達障がいのある子どもの保護者に対し支援を行います。

## ⑪ 障がい児教育・保育の推進

担当課：子育て支援課、  
学校教育課

- 特別支援連携協議会の実施により、各園・保育所や小・中学校の担当者が情報交換を行います。
- 配慮を要する生徒についての共通理解を深めるため、各校で校内研修や特別支援学級の授業公開等を実施します。
- 教育相談や巡回相談において専門家からの指導や助言を受け、個別ニーズに応じた適切な支援につなげます。
- 保育所等においては、加配保育士・保育支援員を配置し、支援の必要な児童や障がい児の受入れを行います。

## ⑫ 子どもの不安や悩みに対する支援

担当課：学校教育課

- 児童生徒の心理的支援を行うため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びハートなんでも相談員を設置し、児童・生徒・保護者及び教職員からの相談を受付け、心理的支援を行います。

# 基本施策4 安全で安心な社会環境の整備

## ① 子どもの交通安全教育

担当課：総務課

- 交通ルールの周知徹底に向けて、松山南交通安全協会やその他関係機関と連携し、春と秋に交通安全教室を実施します。
- 通学路・通園路において、交通指導員による街頭交通指導を定期的の実施し、交通安全意識の普及啓発に取り組みます。

## ② 小・中学校の通学安全対策

担当課：学校教育課、  
総務課、建設課

- 交通安全及び防犯面を含めた通学路の安全対策として、学校教職員、スクールガード・リーダー等による通学路の安全パトロール、巡回指導を実施するとともに、PTA、地域住民、警察とも連携し、通学路の安全対策を強化します。
- 通学路等については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、2年に1度の合同安全点検や連絡協議会での対策検討等、学校要望の危険箇所の抽出と対策を切れ目なく継続して実施します。
- 小学1年生へ防犯ブザーを配布し、防犯対策を実施します。

### ③ 安全な地域公園の整備

担当課：地域振興課

- 子どもが地域で楽しくのびのびと遊べるよう、広場等設置遊具の点検を3年毎に実施し、事故発生の未然防止及び安全利用の確保に取り組みます。
- 設置遊具の点検結果をもとに、危険遊具の撤去及び自治会が行う遊具の修繕等に対する補助を行います。

### ④ 子どもを取り巻く有害環境への対策

担当課：学校教育課

- 児童・生徒に対し、タブレット端末を用いる際や技術の授業等を通じ、情報モラルに関する指導や家庭におけるルールづくりの啓発に取り組みます。
- デジタル化の推進が学習の幅を広げることにつながっている反面、インターネット利用による問題も絶えないことから、教員に対する ICT 支援員による研修等の充実により、指導能力のさらなる向上に取り組みます。

### ⑤ 誰もが気軽に安心して集える居場所づくり

担当課：社会教育課、  
総務課、建設課

- 年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集え、安全に、安心して過ごすことができる多世代のコミュニケーションの場づくりに取り組みます。
- 中央広場や図書スペースの活用について検討を行います。



## 基本目標 2 切れ目のない支援で子育て家庭の 多様なニーズに対応する

### 基本施策 1 母子保健事業の充実

#### ① 母子健康手帳の交付

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 妊婦が安心して出産を迎えられ育児ができるよう、届出時に地区担当保健師が面談を行い、状況を確認し、必要な資源等の情報を説明する等、妊娠期からの関係づくりを行います。
- 母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健診受診票を発行します。
- 妊娠から出産、育児の状況を継続して記録する母子管理カードを作成・保管します。

#### ② 妊婦・産婦一般健康診査

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 妊婦及び産婦の健康の保持・増進のため、医療機関において健康状態の把握や医学的検査、保健指導を実施します。
- 妊婦健康診査では一人あたり 14 回の健診、産婦健康診査では一人あたり 2 回の健診の助成を行います。
  - ・妊婦一般健康診査：妊婦健診 A 券（5 回分）、妊婦健診 B 券（9 回分）  
※里帰り受診への助成も行います
  - ・産婦健康診査：2 週間健診、1 か月健診  
※里帰り受診への助成も行います
- 安心して出産や産後が迎えられるよう、定期的に妊婦健診の周知を行うとともに、健診結果においては、異常のあった人や産後うつリスクが高い人に対し、医療機関や子育て支援課（産後ケア事業管轄）と連携し早期治療につなげます。
- 多胎妊婦において、単体妊婦より健診回数が増える傾向があるため、費用負担増加分に対し新たに助成事業を開始します。

#### ③ 妊婦歯科健康診査

担当課：保険健康課

- 妊婦を対象に、妊娠期間中に 1 回の歯科健康診査の助成を行います。
- 受診率が低いことから、受診率の向上や妊娠期からの歯科保健の大切さにつながる周知・啓発に取り組みます。

#### ④ 乳幼児相談・健診の充実

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 専門職による発育・発達の確認とともに、異常の早期発見及び養育者の育児不安の軽減や円滑な家族関係の推進、地域での友達づくりを目的として、乳幼児相談・健診を実施します。
- 3歳6か月児健診の視聴覚の精密検査について、電話勧奨する等の受診率向上に取り組むとともに、特に3歳6か月児健診においては、就学前までの最後の健診となるため、引き続き100%の受診率を目指して、案内の工夫や電話による勧奨等に取り組めます。
  - ・乳幼児相談：4か月児相談（年6回）、すくすく相談（毎月）
  - ・乳幼児健診：7か月児健診（年6回）、1歳6か月児健診（年6回）  
3歳6か月児健診（年6回／視覚屈折検査も実施）
- とべ子育て支援コーディネーターと連携して、養育者に個別の声かけを行う等、子育てが孤立しないよう支援に取り組めます。

#### ⑤ 乳幼児のむし歯予防

担当課：保険健康課

- 乳幼児を対象に、むし歯予防活動に取り組めます。
  - ・むし歯予防教室（2歳児対象）
  - ・歯科衛生士によるむし歯予防の指導（1歳6か月・3歳6か月児健診）
- う歯の罹患率が激増している中、むし歯予防教室の参加率が低いことから、乳幼児期の歯科保健の大切さを周知し、参加率の向上に取り組めます。

#### ⑥ 育児支援家庭訪問

担当課：保険健康課

- 4か月児相談と7か月児健診の両方を未受診で終えた母子や幼児健診が未受診で終わった母子に対し、状況確認の電話等を行うとともに、必要に応じて来所相談やすくすく相談につなげます。

## 基本施策2 ▶ 親子の健康増進・食育の推進

### ① 運動習慣の定着・外遊びの推進

担当課：保険健康課、  
学校教育課、  
子育て支援課

- 保育所や幼稚園、学校 PTA 等からの依頼に応じ、実践を踏まえた運動機能を高める教員向け研修を開催します。
- 体力テストを通じて得られた各学校の課題に対応し、体力アップ推進計画を作成し、体育の授業や休み時間での活動に加え、家庭でも取り入れやすい運動を紹介する等、楽しみながら継続的に運動習慣を身に付けられるよう取り組みます。

### ② 規則的な生活リズム（早寝早起き朝ごはん）の確立

担当課：保険健康課

- 乳児期の健全な生活習慣の確立は乳幼児の成長発達に必要不可欠なポイントであり、乳幼児相談・健診、家庭訪問時等に母子の生活時間状況を把握し、個人にあった生活時間の修正や早寝早起き朝ごはんの必要性を呼びかけます。
- 乳幼児健診の際、就寝時間のアンケートを行います。
- 生活リズムのアンケートも継続し、個別相談の際に活用します。
- 各種事業の栄養指導や栄養講話の場において、規則的な生活リズムの獲得ができるよう呼びかけます。
- 保護者が良い生活習慣・食習慣を確立できるよう、乳幼児健診・相談時に保健指導を実施します。
- 早寝早起きによる健全な発育発達を促すことを目的として、育児サークル等の機会に生活習慣の保健指導を実施します。
- 朝食を食べる割合 100%に向けた活動を推進します。

### ③ 肥満の予防

担当課：保険健康課

- 乳幼児期からの食育の大切さを周知し、健康な身体づくりに取り組むために肥満予防を呼びかけます。
- 乳幼児健診・相談時の栄養相談により小児生活習慣病の予防に取り組みます。
- 小児生活習慣病予防健診の結果を踏まえ、健康生活のための知識の普及に取り組みます。
- 今後も、肥満がもたらす健康問題に着目し、食生活、運動、日常生活等について、関連機関と連携し、生活習慣病予防の取り組みを行います。

#### ④ 分煙環境と禁煙支援体制の整備

担当課：保険健康課

- 健康増進や疾病予防を図るため、「防煙」「分煙」「禁煙支援」の3つを柱としたたばこ対策を推進します。
- 妊婦及び乳幼児がいる家庭に対し、喫煙・分煙状況の調査を実施するとともに、妊婦に対して母子健康手帳交付時に禁煙に関する啓発チラシを配付します。
- 小学生対象の禁煙教育は、一部の小学校以外は自前で開催できるよう教材等指導パッケージの継承が完了しており、各学校のカリキュラム体制に応じて禁煙教育を実施します。
- 区長を対象に、地区集会所の禁煙分煙状況調査を行います。

#### ⑤ 生涯を通じた食育の推進

担当課：保険健康課

- 令和7年度からの「第3次健康づくり計画・第2次食育推進計画」に基づき、子どもからおとなまでの生涯を通じた食育を推進します。
- 子どもの食サポーター事業として、町食生活改善推進員と共に幼稚園・保育所・認定こども園で子どもと保護者に対し、食育教室を開催します。
- 町内の関係機関と連携し、食を楽しむネットワーク会議を開催します。
- 母子健康手帳交付時に、妊娠期の食事の大切さについて栄養士が面談します。

#### ⑥ 薄味・だしの推進

担当課：保険健康課

- 健康な身体づくりに取り組むため、子どもの頃から薄味・だしに親しむ食習慣を推進します。
- 幼少期からの薄味・だしの大切さについて、乳幼児相談の場で塩分の傾向調査を行うとともに、乳幼児健診や地区巡回健康教室等の場において、薄味についての栄養指導や周知啓発に取り組みます。

## ⑦ 野菜一皿運動の推進

担当課：保険健康課

- 乳幼児健診・相談時に保護者に対し、野菜の効果や料理方法も含めた栄養指導とともに、野菜の栽培体験を通じた食育についての普及啓発を行います。
- 成人してから食の嗜好を変えることは比較的難しいため、幼少期から苦手でも食べることの大切さを保護者が理解した上で実行していけるよう、乳幼児健診・母子健康手帳交付・親子食育教室等の場を活用した周知を行います。
- 高齢者に対して、地区巡回健康教室や訪問、相談事業において野菜を使った簡単バランスメニューの提供や野菜の効果についての栄養指導を行います。
- 野菜を使った簡単メニューを周知します。
- 「もりもり野菜で元気もりもりレシピ集」を配布します。

## ⑧ 口から食べることの推進

担当課：保険健康課

- 乳幼児健診・相談の場において、よく噛んで食べることの効果やよく噛むメニューの提案等の周知に取り組みます。
- 一口目を30回噛む「噛め噛め運動」を推進します。

## ⑨ 食マナーを育む

担当課：保険健康課

- 子どもたちが家庭で食マナーを身につけられるよう、乳幼児健診・相談等の場にて、食マナーについての働き掛けを行います。
- 親子食育教室を開催し、おとなと一緒に食事をする事で食マナーを学ぶ機会を設けます。

## ⑩ 食で地域を活性化

担当課：保険健康課

- 地域での地産地消の普及に向け、親子食育教室を通じ、町内産の食材や砥部焼を使った料理体験を行います。

## 基本施策3 ▶ 身近な子育て支援環境の整備

### ① 児童福祉施設の整備

担当課：子育て支援課

- 老朽化が進んでいる児童福祉施設の計画的な改修と拠点施設の整備を行います。
- 就学前教育・保育施設の更新について、改築等を検討します。

### ② 児童館の運営

担当課：子育て支援課

- 砥部児童館及び麻生児童館を運営し、健全な遊びを通じて集団的または個別に子どもを指導し、あわせて子どもの自主的な活動の支援を行います。
- 幼児クラブ等の活動を実施し、親子の良好な関係づくりに向けた子どもとその保護者への遊びの提供とともに、中学生の利用にもつなげています。
- 施設の老朽化や来館者の分散等の対策について検討します。

### ③ こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、母子の心身の健康状態や育児環境、支援者の有無等を確認するとともに、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。
- 今後も、母子健康手帳交付時の妊娠届出時から出産後までの間、保健センターと子育て支援課の保健師等が連携を密に行い、対象に応じた適切な支援に取り組みます。
- 近年里帰り期間が長くなる傾向があるため、今後も、訪問時期が遅くならないよう、妊娠時から出産、出産後の予定を確認し訪問計画を立て、適切な時期での訪問に取り組みます。

### ④ ブックスタート

担当課：社会教育課

- 乳幼児と保護者に絵本を介して親子でふれあう楽しさ等を感じる機会提供に向け、4か月児相談の際にブックスタートパックを配布し、絵本とともに「赤ちゃん絵本おすすめリスト」等の子育て支援情報の提供を行います。

### ⑤ つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）

担当課：子育て支援課

- 乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や相談をできる場として、NPO 法人が運営するつどいの広場を、常設の基本型1か所（つどいの広場「ぽっかぽか」）と出張型1か所（出張ひろば「ぽっかぽかぶち」）で行い、子育てについての相談情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 親子ともに利用者数が横ばいとなっているため、利用者数の増加に向けた事業の実施を検討します。

### ⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充

担当課：子育て支援課

- 共働き家庭等の小学生を対象に、放課後の健全育成を図ります。
- 砥部・宮内・麻生・広田の4小学校 9 クラブで放課後児童クラブを開設し、令和5年度からは土曜日についても開所しています。
- 共働き世帯の増加や核家族化等に伴い、利用児童数が増加し待機児童が発生しているとともに、指導員の確保も困難となっているため、その解消方法について検討します。

### ⑦ 育児サークル・子育てサロン活動

担当課：子育て支援課、  
保険健康課、  
社会教育課

- 親子の遊びや交流、愛着形成の手助けとなるよう、育児サークル及び子育てサロン活動の一層の充実に取り組みます。
- 令和6年度から実施された親子遊びや子育てに関する情報交換・交流の場「ぴよぴよ広場」とともに、「おやこ広場 ハグハグ」において新設された民間保育施設と連携した園庭開放事業の実施に取り組みます。
  - ・おやこ広場 ハグハグ：幼稚園・保育所・認定こども園の園庭を開放
  - ・ぴよぴよ広場：赤ちゃん親子の交流と情報交換、相談の場
  - ・おはなし会（にこにこほっぺのおはなし会）：絵本や紙芝居等を使ったおはなし会
  - ・おしゃべり恐竜くらぶ：ママたちで運営する自主サークル活動
  - ・ひろた育児サークル：ひろた交流センターで開催

## ⑧ 病児・病後児保育

担当課：子育て支援課

- 子どもが発熱等の急な病気のとくに、医療機関等で一時的な預かりを行います。
- 病児保育室としては、町内の私立のこども園・保育園の2園を利用できます。
- 病児・病後児の預かりは、ファミリー・サポート・センターで実施しています。
- 町内に病児・病後児保育可能な施設があることを周知するとともに、利用方法等についての随時見直しを行います。

## ⑨ 児童手当の支給

担当課：子育て支援課

- 家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの子どもの養育者に児童手当を支給します。
- 今後も、制度改正等に適正に対応できるよう、体制整備に取り組みます。

# 基本施策4 ▶ ひとり親家庭等の自立支援の推進

## ① ひとり親家庭医療費の助成

担当課：保険健康課

- ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の子どもを扶養している所得税非課税のひとり親家庭を対象に、医療費の自己負担部分を助成します。ただし、子どもが学生の場合は、20歳以上でも対象となります。

## ② 就学援助

担当課：学校教育課

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、負担を軽減するため就学に必要な経費の助成を行います。
- 保護者に対し、ホームページとともに、園や学校を通じて制度の周知を行います。

### ③ ひとり親家庭の生活支援・自立支援

担当課：子育て支援課

- ひとり親家庭が抱える児童の養育問題、生活等の問題に対し、県の母子・父子自立支援員が相談支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的自立に向けた就労支援策として、職業能力の開発と雇用機会の創出を支援します。
- 県の支援事業に適切につなげることができるよう、町が窓口となり自立支援員や地方局等につなぐ等県との連携を密にし、母子家庭及び父子家庭に必要な生活支援がスムーズに行えるよう取り組みます。

### ④ 児童扶養手当

担当課：子育て支援課

- 離婚・死亡・遺棄等の理由で父親または母親と生計を同じくしていない子どもがいる家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給します。
- 今後も、国の制度に基づき適正に受付等の業務を行います。



# 基本目標 3 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り支える

## 基本施策 1 連携した子育て支援体制の充実

### ① 利用者支援事業

担当課：子育て支援課、  
保険健康課

- 子どもや保護者の個々の利用ニーズに合った選択を手助けできるよう、教育・保育施設をはじめ、地域子ども・子育て支援事業やその他子育てに関する相談に応じて、情報提供、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。
- NPO 法人とベ子育て支援団体「ぽっかぽか」の「基本型・1か所」と、子育て世代包括支援センター及び砥部町保健センターの「母子保健型・2か所」において、ニーズに応じた相談・助言等が行えるよう、関係機関との調整を引き続き進め、切れ目ない支援体制の構築を図ります。
- 子育て支援センターという場所が定着してきたため、相談を受ける場としての役割を超え、障がい児や多胎児、またはその保護者子育てに不安を持つ家庭等、限定した集団を対象とするアプローチにも取り組みます。
- 1家庭に対し、関係機関がチームとして連携して動けるよう、緊密な情報共有等の取り組みを進めます。

### ② ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)

担当課：子育て支援課

- 乳幼児や小学生の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行いたい人(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
- 利用会員が支払う援助活動の報酬を助成(原則半額)する制度があります。
- 保護者の就労等による子どもの一時預かりや保育所等への送迎を行うため、センターのアドバイザーが利用会員とサポート会員の橋渡しを行う等、地域の相互援助活動に取り組むとともに、会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会や講習会の開催に取り組みます。
- 減少化するサポート会員の増加に向け、主要な団体や事業等への周知啓発とともに、援助活動の報酬額について、他市町へのヒアリングやアンケート等による情報収集を行い、現状分析と金額改定の検討を行います。
- 会員のスキルアップのため講習会のプログラムの充実に取り組みます。

### ③ 子育て支援ネットワークの充実

担当課：子育て支援課

- つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）、ファミリー・サポート・センター等を通じて子育て支援を行います。
- 子育て支援ネットワーク会議において、交流を兼ねた研修や関係団体との情報交換等を実施します。
- 子育て支援に地域社会全体で取り組む意識を高めるため、子育てフェスタを実施します。
- 子育て家庭から相談を受けた際に対応できるスキルが向上できるよう、子育て支援ネットワーク会議における研修内容を吟味し、増加傾向にある DV やネグレクト、ヤングケアラー等を主軸にした研修を実施します。

### ④ 子育てに関する行政サービス等の情報提供

担当課：子育て支援課

- 広報とべの「子育てひろば」にページを設け、出産・育児等子育てに関する町主催の事業・イベント等の情報を掲載するとともに、子育て支援機関である児童館や子育て支援団体等は QR コードで確認できるようになっています。
- 子育て情報に関する小冊子「すくすくハンドブック」を毎年更新し、各種保育サービスや行政手続き、予防接種等について、分かりやすく解説します。
- 子育て家庭の若い世代に情報が届きやすいよう、町内の子育て支援機関で共有しているインスタグラムや町公式 LINE を活用するとともに、広報やホームページを通じてより分かりやすい情報提供に取り組みます。

## 基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現

### ① 仕事と子育てを両立する基盤づくり

担当課：子育て支援課

- 本町の男女共同参画計画に基づき、家庭や職場等における男女共同参画を推進します。
- 共働き世帯の増加や多様化する保護者のニーズに対応できるよう、保育サービスや放課後児童クラブの充実や、受け皿の体制づくりの検討に取り組みます。
- 男女共同参画計画の取り組みの中に十分でない取り組みもみられることから、関係各課と連携し、男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めていきます。

## ② 両立支援のための職場環境づくり

担当課：企画財政課

- 仕事と子育ても含めた家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）に向け、県が実施する事業等のポスターやパンフレット設置、町公式LINE等を通じた情報発信を行い、普及啓発に取り組みます。
- 今後も、働きやすい職場づくりの推進に向け、職場環境や就業形態等に関する情報を収集する等、関係機関と連携しながら情報発信に取り組みます。

## 基本施策3 ▶ 安心して医療が受けられる体制整備

### ① 小児救急医療体制の確保

担当課：保険健康課

- 休日や夜間の急な病気に対応できるよう、松山市急患医療センターや松山市医師会休日診療所等での専門医による一次救急医療体制を整備しています。
- 症状が重く入院等が必要な場合や事故やけがの治療等については、松山医療圏の病院群が共同連帯し、輪番方式により24時間365日対応可能な二次救急医療体制を整えて、地域住民に対し良質かつ適切な小児救急医療を効率的に提供します。
- 適正受診も含めた広報活動については、こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児相談等の機会を通じ、住民に周知啓発を行います。
- 二次救急医療体制について、医療スタッフ不足による輪番制の維持確保と小児科救急医の確保が課題となっているため、二次救急医療体制の維持に向けて松山圏域全市町で県医師会、圏域市町医師会との調整に取り組みます。

### ② 予防接種の実施

担当課：保険健康課、  
子育て支援課

- 出生届出後、予防接種手帳の発行を行います。
- 出生時、転入時、訪問時、各種乳幼児相談・健診時のタイミングを見て、その重要性や医療機関の紹介を行います。
- 接種歴の確認を行い、未接種者に対しては接種忘れがないよう撮取勧奨を行います。
- 転入者への差し替え交付について、子育て支援課と保険健康課が情報共有し、電話やハガキでの案内を行います。
- 国として予防接種記録の電子データ化の整備が予定されていることから、SNSや町子育てアプリの活用等を含め、保護者に対する予防接種の正しい知識提供やわかりやすい情報提供のあり方についての検討に取り組みます。

### ③ 子ども医療費の助成

担当課：保険健康課

- 子どもの医療費の自己負担分を助成し、疾病の早期発見と治療を促進します。
- 助成対象について、令和5年度より0歳から高校卒業までに拡充しており、対象者には通院・入院に係る医療費の自己負担分を全額助成しています。

## 基本施策4 ▶ 地域や家庭と子どもとのつながりの確保

### ① 地域の教育力の向上

担当課：社会教育課

- 子どもたちが週末等を利用して、地域において自然体験や文化体験、社会奉仕体験等の活動を体験できるよう、砥部地区では「まなびや事業」を、広田地区では「広田子どもあそび広場」を地域ぐるみで推進します。また今後は、新規事業を模索する等内容の充実に取り組みます。
- 「ふるさと探訪」については、世代を超えた交流と町の魅力の再発見を目的とし、令和3年度から「ふるさと再発見紀行」に事業を改めており、今後は、マンネリ化を避けたコースを選定するとともに、幅広い世代の受け入れや、多様な観点から見た町の魅力を学ぶ場づくりに取り組みます。
- 「しめ飾りづくり教室」「ワクワク家庭円満教室」「ペタンクリーグ」等については、高齢化やコロナ禍により廃止・中止となり三世代交流事業が大幅に減少していることから、今後は、新規事業を模索する等内容の充実に取り組みます。
- 「芸能発表会」については、年々発表者や出展者が減少していることから、今後は、新規の文化教室の開拓やSNS等を活用した広報発信により、芸能発表会出演につながる土壌開拓に取り組みます。

### ② 子どもの人権の尊重

担当課：社会教育課

- 町で実施している人権教育基礎講座の中で、住民、学校関係者、PTAや各種団体から講座への参加を募り、子どもの人権をテーマとする講座も行います。
- 小学校の子どもたちに命の大切さや相手へのやさしさと思いやりの心をはぐくんでもらうため、人権擁護委員から花苗を贈呈し、町内の小学校で花を育ててもらい「人権の花運動」を実施します。

### ③ 家庭教育支援事業の実施

担当課：社会教育課

- 家庭教育力の向上につながるよう、「家庭教育学習会」を実施します。

### Ⅰ 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口

本町における第3期計画期間中の18歳未満の推計人口をみると、減少傾向が続き、令和11年には2,694人（令和7年比／133人減）となることが推測されています。

#### ■18歳未満の推計人口

単位:人

年齢	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	106	105	104	103	101
1歳	123	119	118	118	117
2歳	112	127	122	120	119
3歳	124	116	132	127	125
4歳	150	135	129	145	142
5歳	120	153	138	132	149
小計(0～5歳)	735	755	743	745	753
6歳	161	129	165	148	141
7歳	170	164	132	168	152
8歳	159	171	165	132	169
9歳	160	159	171	165	132
10歳	178	161	160	173	167
11歳	179	176	160	159	172
小計(6～11歳)	1,007	960	953	945	933
12歳	167	180	177	161	160
13歳	170	164	176	174	158
14歳	171	171	165	176	174
15歳	183	173	173	167	180
16歳	173	181	171	172	166
17歳	221	172	180	170	170
小計(12～17歳)	1,085	1,040	1,042	1,020	1,008
合計(0～17歳)	2,827	2,755	2,738	2,710	2,694

資料:令和2年から令和6年までの直近5年間の住民基本台帳データ(各年3月末・男女別1歳刻み)を基に、コーホート変化率法(年度毎の変化率による将来人口推計法)により推計

## 2 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（教育・保育提供区域）を設定することが義務づけられています。

区域の範囲においては各自治体の裁量に任されており、本町の教育・保育提供区域については、本町の教育・保育施設の状況と国の基本指針で示された条件を勘案し、小学校区単位を基本として、4区域（砥部・宮内・麻生・広田）とします。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に4区域を設定し、その他の地域子ども・子育て支援事業は町全域を1つの区域とします。

区域	0～11歳人口(人)	教育・保育施設				地域子ども・子育て支援事業
		小学校	幼稚園	認定こども園	保育所	放課後児童クラブ
砥部地区	394	砥部 (町立1)	—	砥部 (町立1 私立1)	—	砥部(2)
宮内地区	539	宮内 (町立1)	宮内 (町立1)	—	私立(1)	宮内(3)
麻生地区	808	麻生 (町立1)	—	私立(1)	麻生 (町立1)	麻生(3)
広田地区	10	広田 (町立1)	—	—	広田 (認可外 保育所1)	広田(1)
計	1,751	4校	1園	3園	3園	9クラブ

資料：0～11歳人口は住民基本台帳(令和6年3月末)

### 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### (1)教育・保育の認定区分

教育・保育については、国の示す以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用)
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 事業所内保育事業 等

#### (2)教育・保育事業の量の見込みと確保方策

##### ① 幼稚園・認定こども園（教育利用）における教育

満3歳から就学前までの幼児に対して教育を行う事業であり、1号認定及び教育の利用希望が強い2号認定が利用対象となります。

##### ■ 提供体制・確保方策の考え方

教育については、幼稚園1園と認定こども園3園（教育利用）において、麻生地区で待機児童が発生することが予測されていますが、町内4区域全体では今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

【町内 4 区域全体】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	71	73	72	73	75
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	71	73	72	73	75
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	174	174	174	174	174
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	174	174	174	174	174
過不足(②-①)			人	103	101	102	101	99

【砥部地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	19	19	20	21	22
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	19	19	20	21	22
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	54	54	54	54	54
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	54	54	54	54	54
過不足(②-①)			人	35	35	34	33	32

【宮内地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	31	34	32	30	30
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	31	34	32	30	30
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	105	105	105	105	105
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	105	105	105	105	105
過不足(②-①)			人	74	71	73	75	75

【麻生地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	21	20	20	21	23
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	21	20	20	21	23
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	15	15	15	15	15
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	15	15	15	15	15
過不足(②-①)			人	▲6	▲5	▲5	▲6	▲8

【広田地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	0	0	0	0	0
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	0	0	0	0	0
過不足(②-①)			人	0	0	0	0	0

## ② 保育所・認定こども園（保育利用）における保育

0歳から就学前までの保育が必要な乳幼児に対して保育を行う事業であり、2号認定及び3号認定が利用対象となります。

### ■提供体制・確保方策の考え方

保育については、保育所3園と認定こども園3園（保育利用）において、砥部地区で待機児童が発生することが予測されていますが、教育利用の余剰枠で提供可能となっているとともに、町内4区域全体でも今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

【町内 4 区域全体】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定・保育	3-5歳	人	235	241	238	241	249
	3号認・保育	2歳	人	68	77	74	73	72
		1歳	人	69	67	66	66	66
		0歳	人	19	19	19	18	18
	合計①	0-5歳	人	391	404	397	398	405
確保方策	2号認定・保育	3-5歳	人	298	298	298	298	298
	3号認・保育	2歳	人	81	81	81	81	81
		1歳	人	66	66	66	66	66
		0歳	人	39	39	39	39	39
	合計②	0-5歳	人	484	484	484	484	484
過不足(②-①)			人	93	80	87	86	79

【砥部地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定・保育	3-5歳	人	75	77	77	81	85
	3号認・保育	2歳	人	21	24	25	25	25
		1歳	人	20	21	20	20	20
		0歳	人	3	3	3	3	3
	合計①	0-5歳	人	119	125	125	129	133
確保方策	2号認定・保育	3-5歳	人	76	76	76	76	76
	3号認・保育	2歳	人	22	22	22	22	22
		1歳	人	17	17	17	17	17
		0歳	人	9	9	9	9	9
	合計②	0-5歳	人	124	124	124	124	124
過不足(②-①)			人	5	▲1	▲1	▲5	▲9

【宮内地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定・保育	3-5歳	人	41	44	40	37	39
	3号認・保育	2歳	人	17	12	12	12	12
		1歳	人	11	11	11	11	11
		0歳	人	7	6	6	6	6
	合計①	0-5歳	人	76	73	69	66	68
確保方策	2号認定・保育	3-5歳	人	60	60	60	60	60
	3号認・保育	2歳	人	18	18	18	18	18
		1歳	人	15	15	15	15	15
		0歳	人	12	12	12	12	12
	合計②	0-5歳	人	105	105	105	105	105
過不足(②-①)			人	29	32	36	39	37

【麻生地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定・保育	3-5歳	人	119	120	121	123	125
	3号認・保育	2歳	人	30	40	36	36	35
		1歳	人	38	36	35	35	35
		0歳	人	9	9	10	9	9
	合計①	0-5歳	人	196	205	202	203	204
確保方策	2号認定・保育	3-5歳	人	138	138	138	138	138
	3号認・保育	2歳	人	35	35	35	35	35
		1歳	人	34	34	34	34	34
		0歳	人	18	18	18	18	18
	合計②	0-5歳	人	225	225	225	225	225
過不足(②-①)			人	29	20	23	22	21

【広田地区】

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定・保育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	3号認・保育	2歳	人	1	1	1	0	0
		1歳	人	0	0	0	0	0
		0歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	0-5歳	人	1	1	1	0	0
確保方策	2号認定・保育	3-5歳	人	24	24	24	24	24
	3号認・保育	2歳	人	6	6	6	6	6
		1歳	人	0	0	0	0	0
		0歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	0-5歳	人	30	30	30	30	30
過不足(②-①)			人	29	29	29	30	30



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ① 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、通常の11時間保育を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の保育を行う事業です。

#### ■ 提供体制・確保方策の考え方

時間外保育事業については、保育所3園と認定こども園3園（保育利用）において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人	14	14	14	14	14
確保方策②	0-5歳	人	14	14	14	14	14
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

### ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブの運営を行う事業です。

#### ■ 提供体制・確保方策の考え方

放課後児童健全育成事業については、砥部・宮内・麻生・広田の4小学校9クラブでの放課後児童クラブにおいて、町内4区域全体では今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっていますが、4区域別にみた場合、麻生地区では、待機児童が発生することが予測されているとともに、指導員の確保も困難となっているため、その解消方法について検討します。

【町内 4 区域全体】

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	人	108	86	112	100	95
	小学2年生	人	84	82	65	85	77
	小学3年生	人	52	55	54	42	56
	小学4年生	人	27	27	28	28	22
	小学5年生	人	11	10	11	11	11
	小学6年生	人	7	5	5	6	5
	合計①	人	289	265	275	272	266
確保方策②	小1-6	人	390	390	390	390	390
過不足(②-①)		人	101	125	115	118	124

【砥部地区】

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	人	22	20	21	17	16
	小学2年生	人	25	20	15	17	17
	小学3年生	人	13	14	13	10	12
	小学4年生	人	8	9	10	8	7
	小学5年生	人	5	5	5	6	5
	小学6年生	人	3	3	3	4	3
	合計①	人	76	71	67	62	60
確保方策②	小1-6	人	88	88	88	88	88
過不足(②-①)		人	12	17	21	26	28

【宮内地区】

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	人	36	28	36	34	34
	小学2年生	人	17	18	13	16	16
	小学3年生	人	13	13	13	9	11
	小学4年生	人	9	8	7	9	6
	小学5年生	人	4	3	3	3	3
	小学6年生	人	0	0	0	0	0
	合計①	人	79	70	72	71	70
確保方策②	小1-6	人	137	137	137	137	137
過不足(②-①)		人	58	67	65	66	67

【麻生地区】

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	人	49	38	53	47	44
	小学2年生	人	42	43	37	50	42
	小学3年生	人	25	28	27	23	31
	小学4年生	人	10	9	11	10	9
	小学5年生	人	2	2	2	2	2
	小学6年生	人	2	2	2	1	2
	合計①	人	130	122	132	133	130
確保方策②	小1-6	人	130	130	130	130	130
過不足(②-①)		人	0	8	▲2	▲3	0

【広田地区】

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学1年生	人	1	0	2	2	1
	小学2年生	人	0	1	0	2	2
	小学3年生	人	1	0	1	0	2
	小学4年生	人	0	1	0	1	0
	小学5年生	人	0	0	1	0	1
	小学6年生	人	2	0	0	1	0
	合計①	人	4	2	4	6	6
確保方策②	小1-6	人	35	35	35	35	35
過不足(②-①)		人	31	33	31	29	29

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

#### ■ 提供体制・確保方策の考え方

子育て短期支援事業については、令和6年度現在、砥部町では対応施設がない状態となっていますが、令和7年度から新規に事業実施を予定しており、令和8～11年の量の見込を「3」に設定しています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	0	3	3	3	3
確保方策②	0-5歳	人日/年	0	3	3	3	3
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、子育て支援センター等において、子育て親子の交流等の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供や講習等を実施する事業です。

##### ■ 提供体制・確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、常設の基本型1か所（つどいの広場「ぽっかぽか」）と出張型1か所（出張ひろば「ぽっかぽかぷち」）において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-3歳	人回/年	355	357	364	358	353
確保方策②	0-3歳	人回/年	355	357	364	358	353
過不足(②-①)		人回/年	0	0	0	0	0

#### ⑤ 幼稚園等の在園児(教育利用)を対象とした一時預かり事業

1号認定で幼稚園等の実施園に在籍する園児を対象として、教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して保育を行う事業です。

##### ■ 提供体制・確保方策の考え方

幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり事業については、幼稚園1園と認定こども園3園（教育利用）において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3-5歳	人日/年	2,012	2,063	2,038	2,063	2,125
確保方策②	3-5歳	人日/年	2,012	2,063	2,038	2,063	2,125
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑥ 幼稚園等の在園児(教育利用)以外の一時的預かり事業

保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、保育所等において一時的預かりを行う事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

幼稚園等の在園児(教育利用)以外の一時的預かり事業については、保育所1園(麻生保育所)と認定こども園1園(砥部こども園の教育利用以外)において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	1,335	1,371	1,350	1,353	1,368
確保方策②	0-5歳	人日/年	1,335	1,371	1,350	1,353	1,368
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑦ 病児・病後児保育事業

子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、幼稚園や保育所等への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

病児・病後児保育事業については、町内2施設(アイグランこども園麻生・アイグラン保育園宮内)とファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預り)とともに、松山市(病院施設4か所)において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-11歳	人日/年	89	87	86	86	86
確保方策②	0-11歳	人日/年	89	87	86	86	86
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生の児童をもつ子育て中の保護者を会員として、乳幼児や児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

子育て援助活動支援事業については、とべファミリー・サポート・センター（会員による乳幼児や児童の預かり等）において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-11歳	人日/年	89	87	86	86	86
確保方策②	0-11歳	人日/年	89	87	86	86	86
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0



## ⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等において、満3歳未満の未就園児（保育所に入所している場合やその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

令和8年度から新たな給付制度として全自治体で実施することとなるため、本町においても実施に向けた体制整備を行います。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳6か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	340	330	340	330
	1歳の未就園児	人時間/月	-	520	520	520	510
	2歳の未就園児	人時間/月	-	500	480	470	470
	合計①	人時間/月	-	1,360	1,330	1,330	1,310
確保方策	0歳6か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	340	330	340	330
	1歳の未就園児	人時間/月	-	520	520	520	510
	2歳の未就園児	人時間/月	-	500	480	470	470
	合計②	人時間/月	-	1,360	1,330	1,330	1,310
過不足(②-①)		人時間/月	-	0	0	0	0

※量の見込み算出式：対象年齢の未就園児数×月一定時間（10時間と仮定）

## ⑩ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、母子健康手帳の発行時に健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

妊婦健康診査事業については、母子健康手帳の発行時に受診の必要性を周知し、14回の健診で受診率100%に対応できる体制となっていることから、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。(ニーズ量は、実績ベースから11回を想定)

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊婦	人日/年	1,166	1,155	1,144	1,133	1,111
確保方策②	妊婦	人日/年	1,166	1,155	1,144	1,133	1,111
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率100%を目指し、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	生後4か月までの子どもがいる家庭	人	106	105	104	103	101
確保方策②	同上	人	106	105	104	103	101
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

## ⑫ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

利用者支援事業については、NPO法人とベ子育て支援団体「ぼっかぼか」の「基本型」（1か所）が整備されているとともに、これまでの「母子保健型」（2か所）が国の事業として令和5年度で廃止になったことに伴い、今後は令和8年度までに、子育て世代包括支援センターの一体的な運営による「こども家庭センター型」を整備することで、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	(2)	2	2	2	2
	特定型	か所	0	0	0	0	0
確保方策	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	(2)	2	2	2	2
	特定型	か所	0	0	0	0	0

※「こども家庭センター型」とは、子育て世代包括支援センターの一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点です。また、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応することも求められています。

### ⑬ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦及びその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。（面談は1家庭に対し、原則2回実施することとしています。）

#### ■提供体制・確保方策の考え方

妊婦等包括相談支援事業については、子育て世代包括支援センターと今後整備予定のこども家庭センター等において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊婦	人回/年	318	315	312	309	303
確保方策	こども家庭センター 又は代替拠点	妊婦	318	315	312	309	303
	その他	妊婦	0	0	0	0	0
	合計②	妊婦	318	315	312	309	303
過不足(②-①)		人回/年	0	0	0	0	0

### ⑭ 産後ケア事業【新規】

産後も安心して子育てができるように、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

#### ■提供体制・確保方策の考え方

産後ケア事業については、子育て世代包括支援センターと今後整備予定のこども家庭センター等において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	出産後1年以内の産婦	人日/年	10	10	10	10	10
確保方策②	同上	人日/年	10	10	10	10	10
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑮ 養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

養育支援訪問事業については、子育て世代包括支援センターと今後整備予定のこども家庭センター等において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	養育支援が必要な家庭	人	2	2	2	2	2
確保方策②	同上	人	2	2	2	2	2
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

## ⑯ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

子育て世帯訪問支援事業については、子育て世代包括支援センターと今後整備予定のこども家庭センター等において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-17歳	人日/年	108	108	108	108	108
確保方策②	0-17歳	人日/年	108	108	108	108	108
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

## ⑰ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

### ■提供体制・確保方策の考え方

児童育成支援拠点事業については、国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。

## ⑱ 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

### ■提供体制・確保方策の考え方

親子関係形成支援事業については、国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。

## ⑲ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所・認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ■提供体制・確保方策の考え方

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。

## ⑳ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子どものための教育・保育が適切に確保されるよう、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育施設等の設置を促進するための事業です。

### ■ 提供体制・確保方策の考え方

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、地域ニーズに即した保育等の拡大のため、新規事業者の参入が円滑に進むよう支援の必要性について検討を行います。

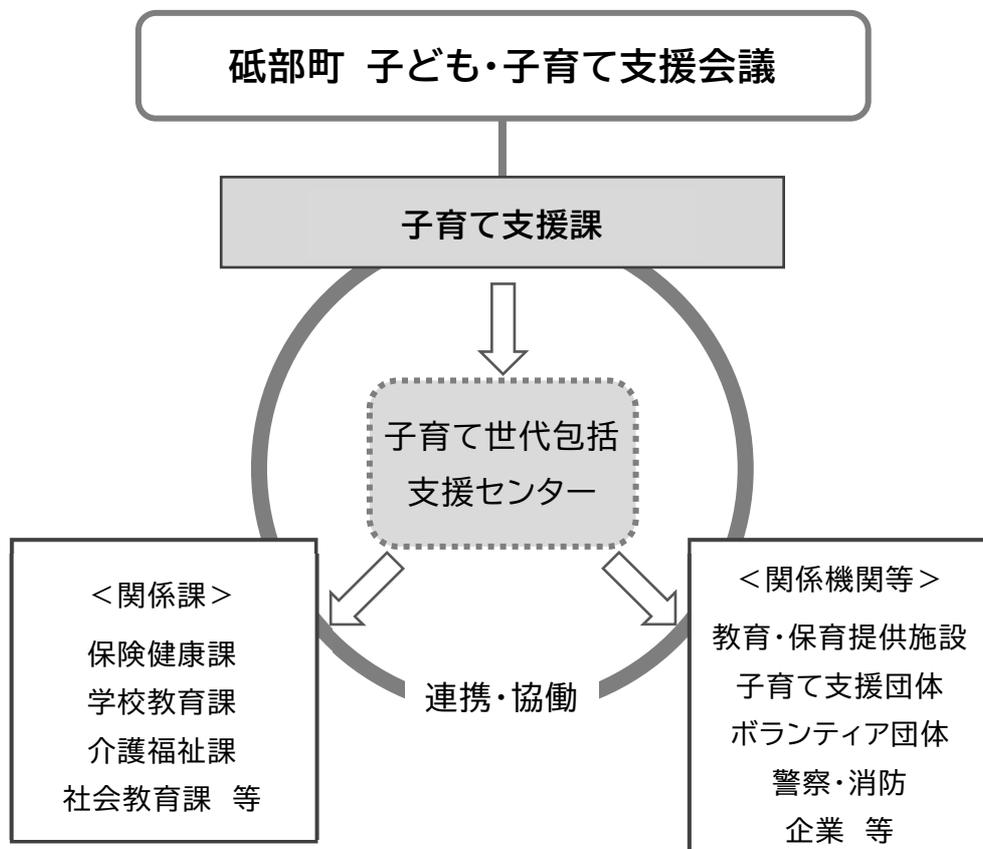


## 1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てを支えるという意識啓発を図り、関係者をはじめ多くの住民の理解・協力を進めていくことが重要であるため、ホームページ等を活用し広く住民に周知していくとともに、あわせて計画に基づく個々の施策の実施状況についても情報提供を行います。

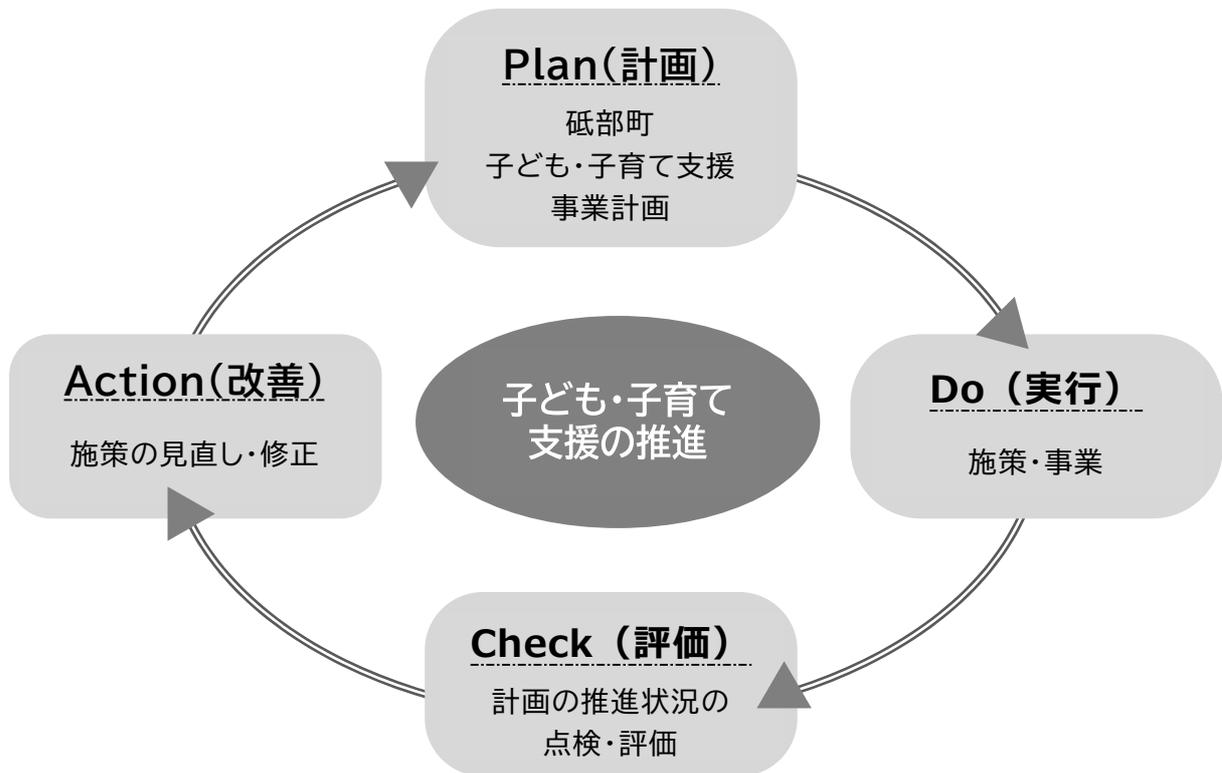
## 2 計画の推進体制

本計画は、庁内外の多くの部署・機関等が関わることから、子育て支援課（子育て世代包括支援センター）が中心となって庁内関係部署や関係機関との連絡体制を構築し、情報共有を図るとともに、連携・協働しながら子ども・子育て支援施策の計画的かつ効率的な推進に取り組みます。



### 3 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況を庁内関係各課で把握するとともに、国・県の動向や本町の利用ニーズ状況等を把握し、「砥部町子ども・子育て支援会議」において、計画の点検・評価及び改善につなげます。



# 資料編

---

## Ⅰ 砥部町子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 本町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、砥部町子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て支援会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 子育て支援会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子どもの保護者

(3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 町民

(6) その他町長が必要と認める者

2 町長は、前項第 5 号に規定する町民の中から委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て支援会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子育て支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て支援会議に諮って定める。

## 2 砥部町子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

	条例 区分	選出区分	氏 名	所 属 等	備 考
1	第1号	学識経験者	二神 和徳	元愛媛県教育研究協議会 事務局長	副会長
2	第2号	子どもの保護者	大野 孝一	小学校PTA代表 砥部小学校PTA会長	
3	第2号		竹原 麻琴	幼稚園PTA代表 宮内幼稚園PTA会長	
4	第2号		秋本 康富	保育所保護者会代表 麻生保育所保護者会長	
5	第3号	子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者	村上 明子	地域子育て支援活動団体 NPO法人とべ子育て支 援団体ほっかぽか代表	
6	第3号		安原 優子	障がい児支援活動団体 NPO法人ぶちすてっぴ 理事長	
7	第3号		則友 美紀	校長会代表 麻生小学校長	
8	第3号		近藤 富美	幼稚園長代表 宮内幼稚園長	
9	第3号		堀江 直美	保育所長代表 麻生保育所長	
10	第3号		本多 肇	愛育幼稚園長	会長
11	第4号	関係団体の推薦 を受けた者	白形 理恵	主任児童委員代表 主任児童委員	
12	第5号	町民	天野 沙耶花	公募委員	
13	第6号	その他町長が必 要と認める者	福見 早苗	町保健師代表 保健センター長	

### 3 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和6年 3月7日	令和5年度砥部町 子ども・子育て支援会議	○第3期砥部町子ども・子育て支援 事業計画の策定に係るアンケー ト調査等について
4月25日～5月17日	子ども・子育てに関する ニーズ調査（アンケート 調査）の実施	○就学前児童及び小学生児童の保 護者を対象に実施
10月17日	令和6年度第1回砥部町 子ども・子育て支援会議	○第3期砥部町子ども・子育て支援 事業計画（骨子案）について
12月26日	令和6年度第2回砥部町 子ども・子育て支援会議	○第3期砥部町子ども・子育て支援 事業計画（素案）について
令和7年 1月22日～2月21日	パブリックコメントの 実施	○第3期砥部町子ども・子育て支援 事業計画（案）について
3月6日	令和6年度第3回砥部町 子ども・子育て支援会議	○第3期砥部町子ども・子育て支援 事業計画（最終案）について

## **第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画**

発行年月：令和7年3月      発行：砥部町  
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地  
TEL：089（962）6299    FAX：089（962）4897  
URL：<https://www.town.tobe.ehime.jp/>